

国連気候変動枠組条約第9回締約国会議サマリー

2003年12月1日~12月12日

国連気候変動枠組条約第9回締約国会議(COP 9)および科学的・技術的助言に関する補助機関(SBSTA)の第19回会合とCOPの実施に関する補助機関(SBI)が、2003年12月1日~12日イタリアミラノのFiera Milan コンgressセンターにて開催された。166国の政府から5000人の参加者、4つのオブザーバー国、政府間、非政府、他のオブザーバー組織より312グループ、そして191のプレス関係者が参加した。会期中、締約国は、いくつかのコンタクトグループ、非公式折衝、またSBSTA、SBI、COPのプレナリー会合で会議を開催した。COP 9で、締約国は、クリーン開発メカニズムにおいて植林・再植林を含むための定義およびモダリティー、土地利用・土地利用変化・森林に関する良い実践方法ガイダンス(LULUCF)、特別気候変動基金(SCCF)、後発開発途上国(LDC)基金を含む様々な問題に関する数々の決議と結論を採択した。12月10日(水)~11日(木)、閣僚級ハイレベル円卓会議が開催された。

UNFCCCの二つの顔、交渉者と支持者の顔がCOP 9ではかなり目立っていた。公式交渉は、一部の問題では行き詰まりながらも、いくつかの決議においては意見が一致した。その中でもCDMにおける吸収源の合意は特筆すべきで、これに関してCOPは「森林のCOP」として記憶されるであろう。コンタクトグループと非公式折衝では詳細事項が議論されたが、それと平行してCOP 9は、多くのNGO、経済団体、学者グループの政治的議題として気候変動の問題が重要視されていることを証明した。実質的な進捗不足を問わず、気候変動の悪影響を解決するための力強い取り組みが既に進行中で、その勢いが高まっている事を証明し続けるのはこうした支援者であるのだ。

UNFCCCと京都議定書の歴史概要

気候変化は、持続可能な開発にとり最も深刻な脅威の一つと考えられており、人間の健康、食料の安全保障、経済活動、水、そのほかの自然資源や物理的な社会構造基盤にマイナスの影響を与えると予想されている。地球の気候は自然にも変動するが、科学者は、地球大気中に人為的に排出された温室効果ガスの濃度上昇が、気候の変化に結びつくという意見で一致している。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)によると、気候変化の影響は、すでに観測されており、大半の科学者は、速やかな予防的措置が必要であると考えている。

気候変化に対する国際政治の対応は、1992年のUNFCCC採択から始まった。UNFCCCは、気候システムに対する「危険な人為的干渉」を避けるため、温室効果ガスの大気濃度安定化を目的とした行動枠組を設定する。抑制されるガスは、メタン、亜酸化窒素、そして特に二酸化炭素である。UNFCCCは、1994年3月21日に発効され、現在188の締約国を有している。

京都議定書: 1995年の第一回締約国会議(COP-1)はベルリンマンデートに関するアドホックグループを設立し、気候変化と戦うための努力強化に関する合意達成を、その責務とした。1997年12月、

日本の京都での COP3 にいたる厳しい交渉後、交渉参加者は、UNFCCC に対する議定書で合意に達した。この議定書は、先進国および市場経済への移行途中である諸国(EITs)に対し、排出削減数量目標の達成を約束させるものであった。UNFCCC で附属書 I 諸国と呼ばれるこれら諸国は、各国により特定目標は異なるが、2008 年から 2012 年(第一約束期間)に、6 つの温室効果ガスの合計排出量を 1990 年比で少なくとも 5%削減することで、合意した。また同議定書は、附属書 I 諸国が国別目標を費用効果性の高い形で達成するのを助けるため、排出量取引システム、附属書 I 諸国間の排出削減プロジェクトに関する共同実施(JI)、そして非附属書 I (途上国) 締約国でのプロジェクトを奨励するクリーン開発メカニズム(CDM)という、3 つのメカニズムを設置した。

その後の会議で、締約国は、各国が排出をどう削減するか、排出削減をどう測定し評価するかを決定する規則および運用の詳細について交渉した。議定書が発効するには、UNFCCC の締約国 55 カ国、および 1990 年時点での二酸化炭素排出量合計の少なくとも 55%分に相当する附属書 I 諸国による議定書批准が求められている。現在まで、120 の締約国が議定書を批准しており、これには排出量の 44%分に相当する附属書 I 諸国 32 カ国も含まれている。

ブエノスアイレス行動計画: 1998 年 11 月、締約国は、アルゼンチン、ブエノスアイレスでの COP-4 で会合し、ブエノスアイレス行動計画(BAPA)として知られる一連の決定書で合意した。BAPA は COP-6 を、議定書の運用詳細および UNFCCC の実施強化に関する合意達成の会合と定めた。取り上げるべき課題には、メカニズム関係規則、締約国の遵守に関する評価体制、国別排出量および排出削減量の計算方法、炭素吸収量に対する各国へのクレジット供与規則が含まれる。UNFCCC の下で決議が必要な項目としては、キャパシティビルディング(能力向上)、技術開発と技術移転、そして気候変化の悪影響に対し特に脆弱である途上国への支援、または気候変化と戦うために先進工業国が行う対策への支援が、含まれる。

COP-6 パート I: COP-6 および再開された SB-13 は、オランダのハーグで、2000 年 11 月 13-25 日に開催された。交渉の第二週で、COP-6 議長のジャン・ブロンク(オランダ)は、ハイレベルな非公式プレナリーセッションを召集し、論議されている多くの政治的、技術的な問題の交渉を容易にしようと試みた。COP-6 最後の 2 日間での 36 時間にわたる厳しい議論の後、交渉担当者は、一連の題目に関し、特に資金問題、メカニズムの補足的な利用、遵守および LULUCF に関して、合意に達することができなかった。11 月 25 日土曜日の午後、ブロンク議長は、参加者が合意に達せなかったと宣言した。その後、参加者は、COP-6 を中断し 2001 年に再開することで、合意した。

COP-6 パート II: 2001 年 3 月、米国政府は、議定書は米国経済に損害を与え、また主要な途上国が排出削減目標から除外されているなど「致命的な欠陥」があると考えたと述べ、京都で行われた合意を拒否した。締約国は、2001 年 7 月 16-27 日、ドイツのボンでの COP-6 パート II と SB-14 で、協議を再開した。延長された折衝後、ブロンク議長は、政治的決定書の草案を議長提案として提出した。いくつかの締約国からは支持を得たが、遵守体制の性質に対する意見対立が表面化した。数日間のハイレベル折衝後、2001 年 7 月 25 日、各閣僚は、遵守に関するセクションを改訂した上で、ブロンク議長の政治的決定書を採用することで合意した。この政治的決定書または「ボン合意」は COP の決定書で運用可能とされる必要があった。これらの決定書は、「パッケージ」と考えられ、メカ

ニズム、遵守、LULUCF に関し何の合意も達成されなかったことから、決定書草案はすべて COP-7 に先送りされた。

COP-7: 参加者は、2001年10月29日から11月10日、モロッコ、マラケシュでの COP-7 および SB-15 でボン合意に関する協議を継続した。長時間の交渉の末、LULUCF、メカニズム、議定書5条(手法問題)、7条(情報の連絡)、8条(情報の検討)、そして持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)へのインプットについて、パッケージが提案された。大半の地域グループは、この案を受け入れたが、オーストラリア、カナダ、日本、ニュージーランド、ロシア連邦を含めた一部の附属書I諸国は、メカニズムでの資格必要条件やクレジットのバンキングといった項目で異論を呈し、この共同合意に加わらなかった。しかし、厳しい交渉の後、「マラケシュ協定」が合意された。

SB-16: 締約国は、2002年6月5-14日、ボンでの SB-16 で会合した。出席者は、以前に BAPA 交渉が迫っていたことで保留された議題をいくつか検討した。気候プロセスの方向性に関する見解は異なっており、一部の締約国が最近の議論を見直す一方、別な締約国は次の約束期間に目を向けた。多くの締約国が、2002年8月のWSSDまでの議定書の発効が可能なことを希望した。EUと日本は、首脳会議に先立つ議定書批准を発表した。

COP-8: 2002年10月23日から11月1日、インドのニューデリーでの COP-8 および SB-17 で、会合が行われた。COP-8 の最終日に、参加者は、気候変化と持続可能な開発に関するデリー宣言を採択した。この宣言書は、開発途上国にとり開発と貧困撲滅が最優先であることを再確認し、締約国の共通するが差異のある責任を認め、また各国の開発優先度や UNFCCC での約束の実施に関する状況を認識している。COP-8 で、締約国は、議定書での組織上および手続き上の問題を検討し、CDM 理事会の手順ルールを含めたいくつかの決定書を採択した。

SB-18: SB-18 の参加者は、2003年6月4-13日、ボンで会合し、COP-8 以後の交渉における問題を取り上げ、また京都議定書の発効に向けた準備作業を継続した。いくつかの問題で、結論書での合意があったが、2004-5年の事務局プログラム予算および特別気候変動基金の問題は、特に困難であることが明らかとなった。

COP 9 報告

12月1日(月)朝、会合を開会すると共に、COP-8 副議長 Enele Sopoaga 氏(ツバル)は参加者を歓迎した。

COP-8 の T.R.Baalu 議長に代わり、インドの環境と森林に関する共同長官 C.Viswanath 氏は、締約国に気候変動の影響に率先して対応し、途上国に資金・技術的援助を供給するよう要請した。同氏は、途上国の約束を導入することを拒否した。

Sopoaga 共同議長は、ハンガリーの Miklos Persanyi 環境・水大臣を紹介し、同氏は拍手で COP-9 議長に選出された。開会の辞で、Persanyi 議長は、途上国が気候に優しい生産パターンを実施することにおける取り組みを強調した。同議長は、議定書はまだ発効していないが、多くの締約国による批准はその重要性を実証するものであると強調した。

イタリアの Altero Matteoli 環境・テリトリー大臣は、COP-9 は気候変動と戦うための新たなより強力なイニシアチブを確認する機会を与えてくれたと述べた。Roberto Formigoni ロンバルディ地方長官は、気候変動に関する地域的行動の重要性を強調し、Gabriel Albertini ミラノ市長は、参加者は気候変動、その影響、将来世代の幸福に関する長期的見解を考慮しなければならないと述べた。ミラノ州長官 Luigi Cocchiario 氏は、運輸と再生エネルギー分野の実施強化を呼びかけた。

UNFCCC エグゼクティブセクレタリーの Joke Waller-Hunter 氏は、議定書発効の日は未定であるが、それが原因で行動の勢いが衰えていないことには勇気付けられると述べた。同氏は、プログラム実行と COP 決議の実施に見合う十分なリソースを確保する必要性を強調した。

モロッコは G-77/中国に代わって、ロシア連邦に議定書を批准するよう、そして米国に「復帰乗船する」よう要請し、締約国の事務局に対する貢献度の水準が低いことに懸念を示した。ジンバブエは、アフリカグループに代わって、附属書 締約国は、温室効果ガス排出削減において指導力を発揮できておらず、そのための政治的意思も欠けているとの懸念を示した。

イタリアは EU に代わり、米国に議定書で期待できたであろう行動に掃討する行動を起こすよう要請した。ツバルは、小島嶼国連合(AOSIS)に代わり、CDM における吸収源に関する議論はメカニズムの社会的、環境的、経済的完全性を維持しなければならないと述べた。パキスタンは、COP-9 の作業の焦点はキャパシティービルディング、技術移転、特別気候変動基金でなければならないと述べた。

LDC の脆弱性を強調しつつ、タンザニアは、LDC に代わり、議定書発効の必要性、および技術移転、キャパシティービルディング、LDC に関わる建設的作業の必要性を強調した。

COP は、12月1日(月)、4日(木)、そして12日(金)には2回プレナリー会合を開いた。ハイレベル部門が12月10日(水)11日(木)行われ、3回の円卓会議が含まれた。SBIとSBSTAは12月1日(月)開会した。SBIは12月1日(月)~4日(木)、9日(火)に会合を持ち、10日(水)閉会した。数々のコンタクトグループ会合と非公式折衝も開かれた。本報告書は、SBSTA、SBI、COPの議題を受けて開催された会議で話し合われた問題をまとめている。

科学的・技術的助言に関する補助機関

SBSTA は、Halldor Thorgeirsson 氏 (アイスランド) が議長を務め、12月1日(月)~9日(火)にかけプレナリー会合を4回開いた。

組織的事項： 議題採択： 参加者は、12月1日(月)にSBSTAの議題を採択した。
(FCCC/SBSTA/2003/11)

議長以外の役員選出： SBSTA は、12月9日(火)、Arthur Rolle 氏 (バハマ) を SBSTA 副議長に、Ibrahim Bin Ahmed Al-Ajami 氏 (オマーン) を SBSTA 報告者に選出した。

IPCC 第3次評価報告書： 気候変動の影響、脆弱性、適応の科学的、技術的、社会経済学的側面、および緩和の科学的、技術的、社会経済学的側面：12月1日(月)、Thorgeirsson 議長は、2003年

11月27日～28日ミラノで開催された会合前折衝のサマリーを提出した。マレーシアは、G-77/中国に代わり、新しい議題は途上国である締約国に新しい約束を決定するものではないようにとの希望を述べた。

EUは、SBSTAは事例研究、技術文書、ワークショップを含む広範なアプローチや手法を利用し、利害関係者が推進する取り組みを活用すべきだと述べた。日本は、プロセスは段階的で実用的なアプローチを踏まえるべきだと述べた。

参加者は、この問題に関して、SBSTAのThorgeirsson議長が率いるコンタクトグループを開催することに合意した。

12月4日(木)、コンタクトグループのThorgeirsson議長は、この問題に関する決定書草案およびSBSTA結論書草案を提出した。新たな2つの議題項目のもとでSBSTAが検討すべきテーマと問題の議論を深める必要性に留意しつつ、G-77/中国は、決定書草案をCOPに提出することに反対した。G-77/中国に反対する一部の締約国は、新たな議題項目に関する作業を開始する必要性を強調した。Thorgeirsson議長は、締約国と非公式に相談すると述べた。

12月5日(金)に開催されたコンタクトグループ会合で、Thorgeirsson議長は、非公式折衝の報告を行い、締約国は次の必要性を強調したことに留意した。現行の協定を基盤にすること、境界線を引かないで作業を進めること、専門家を含めた参加拡大を呼びかけながらプロセスを締約国の管理下に置くこと、全ての締約国による参加を確実にする事である。締約国は、今後のワークショップを検討し、サウジアラビアは、ワークショップの委任事項の決定に焦点を当てるための作業を要請した。G-77/中国、ニュージーランド、タイは、ワークショップの範囲を決定する必要性を強調した。中国、インド、スーダン、サウジアラビアは、ワークショップでの検討のために優先テーマに関して体系的な文書提出の必要があると強調し、一方、EUとノルウェーは、これ以上の提出物の必要性は無いと述べた。G-77/中国、サウジアラビア、オマーンは、COP決議の起草に反対したが、EU、ノルウェー、ニュージーランド、ロシア連邦、カナダは、それに対する支持を表明した。

12月6日(土)コンタクトグループにて、Thorgeirsson議長は、改訂版COP決定書草案および結論書草案を提出し、締約国に非公式折衝を行うよう求めた。

非公式折衝で合意に達した後、締約国は、12月9日(火)SBSTAプレナリーで会合を持った。ロシア連邦は、TARが全ての締約国に適用できる「地球自然の科学的根拠」を提供していることを強調した。SBSTAは、結論書を採択し、決定書草案をCOPに提出することに同意した。COPは、12月12日(金)決定書を採択した。

SBSTA **結論書**： 結論書(FCCC/SBSTA/2003/L.26)において、SBSTAは、会合前折衝で行われたような専門家との交流は、新たな議題項目におけるSBSTAの今後の作業にとっても役立つだろうと指摘している。またSBSTAは、特に、持続可能な開発、機会および解決、脆弱性およびリスクのテーマは、新たな2つの議題項目における検討に関連していると留意している。SBSTAは、締約国にこれらのテーマに関する見解、およびこれらの議題項目に関する他情報を提出するよう求めている。

結論書において、SBSTA は、SBSTA 20 会期中に各新議題項目に対してワークショップを SBSTA 議長のガイダンスのもと主催するよう事務局に要求し、ワークショップ主催の際には締約国が提供する意見および情報を考慮するよう SBSTA 議長に求め、ワークショップの結果を踏まえて各新議題に関する次期措置を SBSTA 20 で決定することに合意している。

COP 決定書： 決定書 (FCCC/SBSTA/2003/L.26/Add.1) において、COP は、SBSTA 20 に気候変動の影響、脆弱性、適応の科学的、技術的、社会経済学的側面、および緩和の科学的、技術的、社会経済学的側面に関する作業に着手し、UNFCCC 実施を円滑に進めるための実用的機会および解決に関する情報、経験、意見を締約国間で共有することを重視するよう求めている。また COP は、SBSTA にその作業報告を COP 11 で行うよう要請している。

手法問題： UNFCCC および議定書における手法作業のレビュー： 12月1日(月) SBSTA プレナリーで、一部の締約国は、手法的作業に関する今後の作業プログラムを事務局が意見統合を行うことの価値を指摘し、データインターフェースの必要性を強調した。Thorgeirsson 議長は、Jim Penman 氏(英国)と Brian Challenger 氏(アンチグアバーブーダ)にコンタクトグループの共同議長を務め、これらの問題を話し合うよう要請した。

12月2日(火) コンタクトグループで、締約国は、議論すべきアプローチと活動内容に合意しなかったが、提案を合理化し、作業の重複を避け、データインターフェース・スコーピングフェーズの開始に向け前進することに賛成した。

12月4日(木) 開催されたコンタクトグループで、共同議長は、今後の議論のための案を提出し、新項目を UNFCCC または他で既に議論されている項目と区別した。一部の締約国は、UNFCCC 実施のための手法的作業、および附属書 締約国における政策措置 (P&M) の良い実践に重点を置くことを提案した。クリーンなまたは温室効果ガス低排出のエネルギー、議定書実施の影響に関する手法、締約国の貢献を決定する手法に関する文章を含めることに関しては、締約国の意見は一致しなかった。

12月5日(金) コンタクトグループにて、コストの意味合い、議題項目に関する作業は完了したかどうか、キャパシティービルディングと共同努力に関する文章を手法作業の要素に関連付けること、および定期的概観に対して懸念の声が上がった。

12月8日(月) コンタクトグループにて、一部の参加者は、IPCC TAR の議論が完了してから、背景情報や今後の手法作業に関する規定を行うべきであるとの懸念を示した。締約国は、データインターフェース・スコーピングフェーズに関する規定に同意し、手法作業の状況の定期的概観、関連組織との協力、手法の開発と普及に関するキャパシティービルディングに関する文章を削除することに合意した。締約国は、国別温室効果ガス目録の作成のための国内システム実施に関する情報交換、および排出抑制に向けた締約国の貢献を決定する提案の共通理解を深めるための情報交換に関する規定を除くかどうかに関する議論を行った。

12月9日(火) SBSTA プレナリーで、提案されているワークショップは第4次国別報告書のみを重点的に扱うのか、附属書 締約国の予測を扱うのか、もしくは、もっと一般的なものになるのかに関し

て参加者の意見は一致しなかった。ワークショップは、第4次国別報告書への貢献として附属書 締約国の排出予測を重視することに合意すると共に、SBSTA は結論書を採択した。

SBSTA 結論書： 結論書 (FCCC/SBSTA/2003/L.25) において、SBSTA は、事務局の温室効果ガス情報システムは締約国が UNFCCC に報告する温室効果ガスデータの信頼できる保管場所であると認めている。SBSTA は、資金入手を条件に事務局に次のことを要求している。データインターフェースの検討のためのスコopingフェーズに着手するとともに、事務局が統合できるようにこれに関する見解を締約国に提出するよう求めること； 締約国の提出物を求めるとともに、第4次国別報告書への貢献として附属書 締約国の排出量予測に関するワークショップを主催すること； 締約国に提出物を求めるとともに、国別温室効果ガス目録の作成のため議定書第5.1条のもと国内システムに関するワークショップを主催すること。

温室効果ガス目録： 12月1日(月) SBSTA プレナリーで、締約国は、民間航空からの温室効果ガス排出を削減するための選択肢を明確化するよう呼びかけた。締約国はまた、SBSTA が国際民間航空機関 (ICAO) と共同でさらなる改善を達成すべきだと提案し、航空・海上輸送による排出に関する情報収集よりもっと積極的な役割を担うよう要請し、SBSTA に海洋・航空排出推定値を改善するためのプログラムを支持するよう促した。

Thorgeirsson 議長は、Helen Plume 氏 (ニュージーランド) にこの件に関する非公式折衝を行うよう依頼した。12月9日(火) SBSTA プレナリーで、Plume 氏は、締約国は国際航空・海上輸送に使われる燃料からの排出に関する結論書草案から全ての括弧を取り除くことは出来なかったと述べた。プレナリーでの議論の後、締約国は、括弧を取り除くことに同意した。SBSTA は、修正通り結論書を採択した。

SBSTA 結論書： 結論書 (FCCC/SBSTA/2003/L.28) において、SBSTA は、手法問題、国際航空・海上輸送に使われる燃料からの排出、1990～2001年の附属書 締約国による国別温室効果ガス目録データに関する報告書を取り上げている。SBSTA は、事務局に引き続き IPCC と協力し、締約国が提出した最新の温室効果ガス目録および温室効果ガス目録の技術的レビューの結果に基づき、さらに詳細な情報を提供するよう求めている。SBSTA はまた、大半の附属書 締約国による温室効果ガス目録の質とタイミングにはかなりの改善が見られていると指摘している。

CDM における植林と再植林： 12月2日(火)、SBSTA の Thorgeirsson 議長は、11月29日(金)～30日(土)に行われた会合前折衝にて、CDM における土地利用、土地利用変化、森林 (LULUCF) プロジェクトに関する定義および規則に関する進捗が見られたことに留意した。同議長は、参加者は特に、ベースライン、追加とリーケージ、クレジットの選択肢、社会経済および環境の基準を取り扱ったと述べた。Thorgeirsson 議長は、コンタクトグループを開催し、Karsten Sach 氏(ドイツ)と Thelma Krug 氏(ブラジル)が共同議長を務めると述べた。

12月3日(水)開催されたコンタクトグループ会合にて、Sach 共同議長は、COP 決定書草案の附属となる改訂版交渉文章を提出した。同文章には、特に持続性、および社会経済と環境の基準に関

する締約国からの提出物が取り入れられた。提出された他の提案には、侵入外来種 (IAS)、遺伝子組み替え生物 (GMO)、小規模プロジェクトに関する規定が含まれていた。

12月5日(木)、参加者は、非公式折衝で会合を持ち、プラスのリーケージの実行可能性およびクレジット期間を制定するための様々な選択肢について話し合った。

12月6日(土)コンタクトグループにて、Krug 共同議長は、COP 決定書草案の改訂版附属書を提出した。森林、植林、再植林プロジェクトの活動の規則および手順を詳細化しつつ、附属文書は、森林、植林、再植林に関して合意された定義を保持している。また同文書は、一時的なクレジットと長期のクレジット両方のオプションを含め、更新可能もしくは固定のクレジット期間という選択肢を取り入れ、マイナスのリーケージのみを認め、小規模プロジェクトの定義を提供し、その規則はCOP 10で決定されるものとし、社会経済および環境の基準をプロジェクト設計書類に組み入れ、IPCC 良い実践方法ガイダンスに関する一般的言及を含む。

12月8日(月)、非公式折衝が一日中行われ夜まで継続された。議論の中心は、特に、小規模プロジェクトを管理する規模と規則、およびIASとGMOを含めることであった。

12月9日(火)Krug 共同議長は、コンタクトグループに、12月8日(月)から12月9日(火)朝まで続いた非公式折衝の結果を反映させたCOP 決定書草案の改訂版附属書を提出した。一部の締約国は、「バランスの取れたパッケージ」であると共同議長を祝福し、他の参加者には議論を再燃させることは避けるよう要請した。カナダは、COP 決定書草案中の国際的「environmental(環境の)」合意の認識に関する言及を削除し、「International agreement(国際的合意)」のみを残すよう提案したが、これにはスイスとEUが反対した。修正は歩みよりの精神のもとで受け入れられ、コンタクトグループは、COP 決定書草案承認のためSBSTAに提出することを決定した。

12月9日(火)SBSTA プレナリーにて、コンタクトグループのKrug 共同議長は、COP 決定書草案に関して合意が達成されたと報告した。豪州は、GMOとIASを特定することに関して懸念を示したが、ノルウェーは、それらをプロジェクトの活動から排除するより鋭い表現の言葉が欠けていることに遺憾の意を表した。EUは、文章はバランスが取れており、議定書実施に向けての進歩を反映していると強調した。12月9日(火)SBSTAは、決定書草案をCOPに提出することに合意した。12月12日(金)COPは、決定書を採択した。

COP 決定書: CDMにおける植林および再植林に関する決定書 (FCCC/SBSTA/2003/L.27) は、COP / MOP 決議草案およびプロジェクト活動の決定に関する規則と手順を詳細化している附属書を含んでいる。同決定書で、COPは、CDMにおける植林と再植林に適応する国際合意の関連規定を認識することを宣言し、受け入れ締約国は国内法に従ってGMOとIASに関連するリスクを評価すると認めている。COPはまた、小規模プロジェクトおよびその実施のための単純化した規則と手順に関する締約国の提出物を求め、事務局に締約国の提出物に基づいて、SBSTA 20およびCOP 10で検討されるこの件に関する技術文書を作成するよう要求している。

LULUCF に関するグッドプラクティスガイダンスおよび他の情報: SBSTAは、LULUCFのためのグッドプラクティスガイダンスに関するIPCC報告書を、炭素貯蔵量での直接的人為的变化を間接的人

為的变化と自然の影響から抽出する IPCC の作業、および森林劣化と他の植生後退に関する IPCC 報告書をとともに取り扱うことを決定した。

12月2日(火)、IPCC は、LULUCF のためのグッドプラクティスガイダンス(GPG)に関する報告書を SBSTA に提出した。また IPCC は、抽出作業に関する報告を行い、広範な LULUCF の活動を抽出するための実用的手法を提供することの難しさを指摘した。Thorgerirsson 議長は、Margaret Mukahanana-Sangarwe 氏(ジンバブエ)と Audun Rosland 氏(ノルウェー)がコンタクトグループの共同議長を務め、GPG に関する結論書を作成すると述べた。

12月3日(水)コンタクトグループ会合中、一部の締約国は、IPCC の GPG を採択することを示唆した。そして、共通の報告フォーマットにおいて、改訂版 1996 IPCC 報告ガイドラインと関連性を保持する必要性を指摘し、部門別の表は単純化し一貫性を持たせるべきだと述べた。Rosland 共同議長は、引き続きこの問題を非公式に議論するため小グループを設置した。

G-77/中国と EU は、要素抽出の重要性を強調し、マラケシュ合意で同意された原則を反映するものであることから、第二約束期間前に対応が必要であると述べた。森林劣化や他の植生後退に関し、コンタクトグループは、COP 10 で議論を深めるため、締約国からの提出物を要求すると合意した。

12月4日(木)コンタクトグループで、Rosland 共同議長は、共通の報告フォーマットに関する進捗を報告し、EU はカナダの支援を得て、IPCC GPG に基づいた LULUCF のための部門的背景データに関する報告表を提出すると発表した。

12月5日(金)、コンタクトグループは、UNFCCC において IPCC GPG を使うことを提言する結論書草案について話し合い、同時に議定書でその利用を提言する前に GPG を SBSTA 20 でさらに検討をすることを検討した。AOSIS は、十分な検討の時間なしに GPG を採択すること、および GPG を UNFCCC と議定書に対して別々に検討することの実用性に対して懸念を示した。他の者は、議定書発効のタイミングに間に合うよう国別目録を作成するために UNFCCC と議定書両方に GPG を採択するよう要請した。EU は、結論書草案を修正する代わりに、ツバルの懸念を議事録に記録することを提言したが、ツバルはこれに反対した。

森林劣化および他の植生の後退に関して、締約国は、SBSTA が可能な定義や規則に関する意見を事務局に提出するよう締約国に求めるべきかどうかを議論した。

12月6日(土)コンタクトグループは、UNFCCC および議定書における報告に GPG を推奨するかどうかに関心を当てている改訂版結論書草案と COP 決定書草案に関する議論を継続した。参加者はまた、決定書で留意する際、抽出に関してどのように IPCC 報告書に言及するのか、同じく LULUCF 活動の計算に関してはどう言及するのか話し合った。

12月8日(月)、コンタクトグループで、Margaret Mukahanana-Sangarwe 共同議長は、締約国は UNFCCC における報告のために IPCC GPG を推奨し、COP 10 までに決定するためにも、SBSTA 20 で議定書における報告要件の検討の継続を行うことに合意したことを発表した。

12月9日(火)、SBSTAは、結論書草案を採択し、COPに提出される決定書に合意し、COPはそれを12月12日(金)に採択した。

SBSTA 結論書: LULUCFに関するGPGおよび他の情報についての結論書

(FCCC/SBSTA/2003/L.22)において、SBSTAは、SBSTA 20でさらなるレビューを行うために、特に劣化と後退、および抽出に関する提出物を締約国に要求しており、地上の炭素貯蔵量に影響を与えているプロセス、およびそれに対する人的影響の現在の科学的理解に関するIPCC専門家会合に留意している。

COP 決定書: UNFCCCにおいて国別温室効果ガス目録を作成するためにGPGを使うことに関する決定書(FCCC/SBSTA/2003/L.22/Add.1)において、COPは、議定書における報告のための共通報告フォーマット表をSBSTA 20でさらに検討を進めることを決定している。COPはまた、締約国に共通の報告フォーマット表案および議定書における報告条件に関する意見を提出するよう求め、事務局にそうした検討を円滑に進めるため表の草案を更新するよう依頼している。決定書には附属書

における部門別表が含まれており、それは事務局が開発中の目録報告ソフトウェアに統合されることになっている。

収穫された林産品: この問題は、LULUCFに関するGPGと共に、Margaret Mukahanana-Sangarwe氏とAudun Rosland氏が共同議長を務めるコンタクトグループで取り上げられた。12月2日(火)、Thorgeirsson議長は、事務局が作成した収穫林産品の見積もり、収穫、計算に関する技術文書をSBSTAに提出した。米国は、輸出と輸入は別に計算するよう提案し、ツバルは、途上国で収穫され先進国に移転した林産品を計上する必要性を指摘した。締約国は、これは第二約束期間の問題であることに合意し、SBSTA 20で今後の検討を行うことに合意した。12月3日(水)コンタクトグループ会合で、キャパシティを構築するためのワークショップを開催すべきかどうか、もしくは同問題に関する締約国の提出物を単に要求すべきかどうかに関する議論に焦点が当てられた。12月4日(木)コンタクトグループで、参加者は、共同議長結論書草案を話し合った。提出を行う際にIPCC GPGを考慮に入れることに関する言及は括弧付き文章となった。12月9日(火)SBSTAは、結論書を採択した。

SBSTA 結論書: SBSTA 結論書(GCCC/SBSTA/2003/L.21)は、締約国にSBSTA 20とSBSTA 21でさらに検討を進めるため、同問題に関する見解を提出するよう、また資金の入手を条件にSBSTA 21の前にワークショップを開催するよう求めている。

議定書第7.4条における登録システムに関する問題: 12月2日(火)、登録に関する会合前折衝についてSBSTAに報告を行うと共に、Murray Ward氏(ニュージーランド)は、登録管理者間の協力および取引ログの重要性を強調した。12月9日(火)開催されたSBSTA プレナリーで、Ward氏は結論書草案の範囲の概要を述べ、それはその場でSBSTAに採択された。

SBSTA 結論書: 結論書(FCCC/SBSTA/2003/L.20)において、SBSTAは、データ交換基準および取引ログの開発に関する報告書に留意し、事務局が取引ログを重視し、取引ログの開発に関連する資金条件を削減する手段を模索し続ける必要性を強調し、附属書 締約国に、2004年初頭に開

始しCOP 10前に完了する取引ログ開発に関する必要な作業を可能にする補助的信託基金に貢献するため特別な努力を払うよう要請している。SBSTA はまた、議定書附属書 B にリストアップされていて、国内登録の保守を行う登録管理者をまだ任命していない締約国に、登録と取引ログの開発において早期的協力を円滑に進めるためにも、できるだけ早く指名するよう要請した。

技術移転： 12月2日(火)のプレナリーでは、事務局はUNFCCC 技術情報クリアリングハウス (TT:CLEAR) を公開した。技術移転専門家グループ (EGTT) の議長である William Kojo Agyemang-Bonsu 氏 (ガーナ) は2004年のEGTT 作業プログラム案を提示した。Thorgeirsson 議長は、Terry Carrington 氏 (英国) と Kishan Kumarsingh 氏 (トリニダードトバゴ) に作業のEGTT プログラムおよび関連問題に関するコンタクトグループの共同議長を務めるよう要請した。

12月3日(水)のコンタクトグループにて、草案の文章を拡大するべきか、それとも文章は既に十分「野心的」であるかに関して、締約国の意見は一致しなかった。また、提案された会合の頻度についても意見の相違が見られ、一部の先進国は、EGTT メンバーがそろうのかどうか、そして予算制約について検討しなければならないと指摘した。

12月4日(火)、コンタクトグループは、SCCF の議題項目のもとで検討するために、地球環境ファシリティーに関する指針に関して、SBI に提案を提出した。そして、SBSTA が行う技術移転に関する作業は、他のフォーラムにおける作業を補完することを留意することに合意した。

12月6日(土)のコンタクトグループにて、締約国は、国際機関および他機関からの支援に関する文章を改訂することを提言した。先進国が途上国に対して技術を移転することにおいて「プッシュ要因」を強化すること、技術移転の評価、環境に優しい技術の共同研究、国別報告書の技術移転についてのキャパシティービルディング活動に関して文章が提出された。12月6日(土)午後および12月8日(月)、非公式協議の中で審議は続けられた。

12月9日(火)に結論書は、SBSTA によって採択された。

SBSTA **結論書：** 結論書において (FCCC/SBSTA/2003/L.18)、SBSTA は、特に、

- 2004年EGTTの作業プログラムを承認し、
- 2004年のEGTT作業プログラムの完全実施には、追加的補充リソースが必要であることに留意し、
- 締約国が、国別報告書で技術移転に関するキャパシティービルディングについてより具体的な報告を含めるよう促し、技術移転、訓練、キャパシティービルディング活動を補完する技術ネットワークおよびパートナーシップを促進し支援するよう促し、
- UNDPなどに技術ニーズ評価および技術移転キャパシティービルディング活動の実施についてEGTTに情報提供するよう求めた。

また SBSTA は、事務局に対し、リソース入手を条件に開発および技術移転に資金供給を行うための革新的オプションに関するワークショップを開催するよう求めた。

政策措置における「良い実践方法」: この問題は、12月2日(火) SBSTA および Richard Muyungi 氏(タンザニア)と Greg Terrill 氏(豪州)が率いる非公式折衝で扱われた。12月2日(火)、EU は、締約国に対し実証できる進捗に関して事務局に報告書を提出するよう要請し、SBSTA に対し優先活動を見極め、良い実践手法に関する作業プログラムを作成するよう依頼した。12月9日(火)の SBSTA プレナリーにて、Terrill 氏は、結論書草案を提案し、締約国は合意に達することが出来なかったことを指摘した。SBSTA は、これを反映する結論書を採択した。

SBSTA 結論書: 結論書(FCCC/SBSTA/2003/L.29)において、SBSTA は、この件を SBSTA 20 でさらに検討することに合意している。

研究および組織的観測: 12月2日(火)、クック諸島は AOSIS に代わり、財源と技術資源の必要性を強調した。EU とスイスは、歴史的データセットの重要性を強調した。Thorgeirsson 議長は、Sue Barrell 氏(豪州)と Philip Gwage 氏(ウガンダ)がコンタクトグループの共同議長を務めると述べた。

12月3日(水)のコンタクトグループ会合で、締約国は COP 決定書草案および結論書草案について話し合った。チリは、各国政府に国内の気象当局へ財源を提供するよう要請する必要性を強調した。

12月5日(金)のコンタクトグループで、締約国は、改訂版 COP 決定書草案および結論書草案を検討した。地域的行動計画のための持続的資金調達の重要性を強調しつつ、G-77/中国は、同問題に関するガイダンスは GEF に提供されるべきであると示唆した。この件に関する規定を含む SBSTA 17 の結論書に言及すると共に、Barrell 共同議長は、同問題に関する新たな規定が必要かどうか、G-77/中国に問い掛けた。G-77/中国は、内部折衝を行うと答えた。Barrell 共同議長は、この件に関して締約国と非公式折衝を行うと示唆した。

12月6日(土)のコンタクトグループで、Barrell 共同議長は、非公式折衝について報告を行い、妥協文章案を提案した。締約国は、SBI はガイダンスをどの運営組織に提供すべきかを話し合った。

12月7日(月)のコンタクトグループで、締約国は SBI に対し、GEF への SBI の追加ガイダンスを含む資金調達オプションを検討する際に、地球気候観測システムに関する地域的行動計画で明確化された優先ニーズの対応において適切な考察を行うよう求めることに合意した。

12月9日(火)のプレナリーで、SBSTA は、結論書を採択し、決定書草案を COP に提出することに合意した。

SBSTA 結論書: 結論書(FCCC/SBSTA/2003/L.17)において、SBSTA は、事務局に対し SBSTA 20 にて IPCC TAR の研究提言を扱う現行および計画されている研究イニシアチブに関

するサイドイベントを開催するよう要求している。SBSTA-17 の結論書を想起するとともに、SBSTA はまた、GEF への追加ガイダンスを検討する際に、気候のための地球観測システムに関連する地域的行動計画で明確化されている優先ニーズの対応には適切な配慮をするよう SBI に求めている。

COP 決定書： 決定書 (FCCC/SBSTA/2003/L.17/Add.1) において、COP は、締約国に対し、国力の脈絡の中で第 2 次適性報告書をレビューし、調査結果に対応するためにどんな行動を取れるのか検討するよう求め、特に、デジタル化によって提供可能な情報の財産、歴史的情報の分析と交換、自由で制限の無いデータや製品の交換に関して適用する採用原則に従う重要性に留意している。COP は、地球気候観測システム (GCOS) 事務局に対し、気候のための統合化した地球観測システムの段階的 5-10 年実施計画の策定を調整するよう要求している。COP はまた、GCOS 事務局と地球観測アドホックグループ (GEO) にそれぞれの実実施計画の策定に当たって綿密に強調して取り組むよう要求し、GEO アドホックに地球規模の気候の監視を優先事項として扱うよう依頼している。COP は、そうする立場にある締約国に、途上国の優先ニーズを支援するよう要請している。

関連国際組織との協力： 12月2日(火)、生物多様性保全条約 (CBD) の代表者は、その科学的・技術的助言に関する補助機関第 9 回会合の関連結果の概要を紹介し、生物多様性および気候変動に関するアドホック技術専門グループの報告書の主要な調査結果を提示した。砂漠化と戦うための条約 (CCD) は、その最近の COP-6 で、共同活動分野の特定を進めるための共同連携グループを促進させる決議を採択されたと述べた。

災害削減のための国際戦略に関する国連組織間事務局は、気候変化への適応を災害削減戦略の主流とする作業の概略を説明した。

一部の締約国は、キャパシティービルディング、技術移転、報告の相乗効果を支持するための手段として促進する必要性があると強調した。FAO は、農業、エネルギー、地域開発に関連する活動の報告を行い、IUCN は、気候変動措置を保護地区の管理に統合する必要性を強調した。Thorgeirsson 議長は、Outi Berghall 氏 (フィンランド) と Marcela Maim 氏 (チリ) が SBSTA 結論書草案に関する非公式折衝を行うと述べた。

12月9日(火)のSBSTA プレナリーにて、Berghall 共同議長は、非公式折衝の報告を行った。EU は、CCD と CBD が森林と森林のエコシステムを通して相乗効果を明確化し促進することに関して共同開催するワークショップが、2004年3月イタリア、Viterbo で行われる予定であると述べた。SBSTA は結論書を採択した。

SBSTA 結論書： 結論書 (FCCC/SBSTA/2003/L.19) は、他条約との協力、および科学機関と国連機関との協力を扱っている。他の条約との協力について、SBSTA は、各条約の異なる任務および独立した立場に留意するとともに、実施が行われる国・地域レベルでの相乗効果を促進する重要性を繰り返し、締約国に対し条約実施に当たって一貫性を目指し奮闘するよう促している。

他の事項： クリーンなエネルギーまたは温室効果ガス低排出のエネルギーに関する問題： 同問題は、12月3日(水)のSBSTA プレナリーで取り上げられた。SBSTA が同問題に関する意見を締約国に提出するよう求めるかどうかに関し、参加者の意見は一致せず、Thorgeirsson 議長は、この件に関して非公式折衝を行うと述べた。

12月9日(火)のSBSTA プレナリーにて、Thorgeirsson 議長は、同問題に関してコンセンサスは得られなかったと指摘した。カナダは、今後の進捗への望みを表した。SBSTA は、進捗が見られなかったことに留意する結論書を採択した。

SBSTA 結論書： 結論書 (FCCC/SBSTA/2003/L.23) において、SBSTA は、SBSTA 19 で議題小項目における問題の検討を完了しなかったことを指摘し、SBSTA 20 でこれらの問題の検討を継続することに同意している。

議定書第 2.3 条の実施に関する問題： 同問題は 12月3日(水) SBSTA で取り上げられた。第 2.3 条(P&M の悪影響) の実施に関する今後の作業について、締約国の意見は割れた。Thorgeirsson 議長は、同問題に関する非公式折衝を行うと述べた。

12月9日(火)のSBSTA プレナリーで、Thorgeirsson 議長は、まだ合意は見られていないと述べた。SBSTA は、結論書を採択したが、そこには合意に至っていない旨が留意されている。

SBSTA 結論書： 結論書 (FCCC/SBSTA/2003/L.24) で、SBSTA は、議題小項目における問題の検討を完了しなかったことを指摘し、SBSTA 20 でこれらの問題の検討を継続することに同意している。

他の事項： 12月3日(水)のSBSTA プレナリーで、Thorgeirsson 議長は、共同実施活動の統合報告書の頻度変更を再検討し、第 7 次統合報告書に入れる報告書の提出期限は 2004 年 6 月 1 日であると留意した。12月9日(火)のSBSTA プレナリーで、同議長はこれらの議論に注目した。

12月3日(水)に開催された SBSTA プレナリーで、参加者は、気温上昇に対する歴史的排出の影響に基づいた排出削減のためのブラジル提案の科学的側面および手法上側面のレビューについて議論した。英国は、2003 年 9 月にドイツベルリンで開かれた第 3 回専門家会合の背景と結果の概要を説明した。Thorgeirsson 議長は、同問題に関する折衝を行うと述べた。

12月9日(火)のSBSTA プレナリーで、Thorgeirsson 議長は、SBSTA はこの議論に留意したと述べた。

会合の報告書： SBSTA 19 の報告書が、12月9日(火)に Tatyana Ososkova 氏 (ウズベキスタン) から提示された。SBSTA は、報告書 (FCCC/SBSTA/2003/L.26) を採択した。参加者は、Thorgeirsson 議長に「卓越した貢献」、そして SBSTA 議長としての同議長の任期を特徴付けた透明性と指導力に、感謝の意を表した。Thorgeirsson 議長は、SBSTA 19 を午後 10 時 36 分に閉会した。

実施に関する補助機関:

SBI は Daniela Stoycheva 氏 (ブルガリア) が議長を務め、12月1日(月)~10日(水)にかけて6回の会合を持った。

組織的事項： 議題採択： 12月1日(月) Stoycheva 議長は、会合を開会し採択のための議題 (FCCC / SBI / 2003 / 9 and Corr.1) を紹介した。第2次および第3次国別報告書の提出に関する小項目について、G-77/中国は、提出の「頻度」に関する言及に反対し、サウジアラビアと共に、タイミング的な問題を話し合う前に、まず国別報告書を作成するための資金的、技術的支援が重要であると強調した。同言及を入れることを支持する EU は、豪州と共に、決定書 17/CP.8 (非附属書 締約国国別報告書の作成に関するガイドライン) は提出の「頻度」について言及していると指摘した。

初回国別報告書の第5次編集統合の検討を扱っている小項目に関して、G-77/中国は、排出量削減のために非附属書 締約国が取る措置に関して事務局が提案した文書に反対したが、これには米国が異議を唱えた。

UNFCCC 第4.8条および4.9条 (悪影響) の実施を扱う議題項目に関して、EU と米国は、決定書 5/CP.7 (悪影響に関する UNFCCC 第4.8条および4.9条の実施) の実施を小項目として話し合う必要性を強調した。G-77/中国と他の者は、議題小項目は決定書 5/CP.7 に制限されるのではなく、第4.8条に関わる全ての件に対処すべきであると提案した。議論の後、同議題は、保留になっていた2つの小項目とともに採択された。

12月4日(木)、Stoycheva 議長は、非公式折衝の後、締約国は2つの議題小項目に関して合意に達したことに留意した。第2次、および当てはまる場合第3次の国別報告書の提出に関して、締約国は、「頻度」の言及を削除することに同意した。悪影響に関して、締約国は、第4.8条の実施ではなく、決定書 5/CP.7 の実施を検討することに合意した。SBI は修正どおり議題を採択した。

議長以外の役員選出： 12月10日(水)、Stoycheva 議長は、Fadhel Lari 氏 (クウェート) が第二期目の SBI 副議長に選出されたと述べた。同議長は、SBI 報告者は SBI 20 で選出されることに留意した。

非附属書 締約国 国別報告書： 12月1日(月)、SBI は、初回国別報告書の第5次編集統合、非附属書 締約国国別報告書についての CGE 作業、および SBI における資金・技術支援の提供に関する検討を行うとともに、Sok Appadu 議長 (モーリシャス) のもとコンタクトグループを開催し、非附属書 締約国国別報告書の検討をさらに進めることに合意した。

12月4日(火)、SBI は、第2次、および当てはまる場合には第3次国別報告書の提出に関する問題に対応した。米国は、非附属書 締約国国別報告書は、初回報告書の提出後4年以内に提出されるべきであり、LDC は報告書を5年おきに提出するべきだと示唆した。温室効果ガス目

録の提出に関し、同国は、非附属書 締約国は同目録を 2 年ごとに、LDC は 5 年おきに国別報告書の一部として提出すべきだと提案した。

12 月 5 日(金)、コンタクトグループで、締約国は第 5 次編集統合報告書および CGE の作業について話し合った。締約国は、EU とともに、CGE ワークショップをどのように開催すべきか話し合ったが、中国は、一つだけのテーマに絞るのではなく、統合化したアプローチのもとで全ての主題分野について話し合えるワークショップを提案したいとの理由からこれに反対した。

12 月 6 日(土)、コンタクトグループは、資金・技術的支援の供給、また第 2 次、および当てはまる場合には第 3 次国別報告書の提出タイミングについて検討した。G-77/中国は、国別報告書の作成は継続するプロセスだが、提出頻度は「ノンイシュー(議題にはならない)」であると指摘した。Appadu 議長は結論書草案および COP 決定書に含めることに関する意見を締約国に提出するよう求めた。

12 月 8 日(月)コンタクトグループにて、G-77/中国は、国別報告書の提出は COP がタイミング良く UNFCCC の実施を評価するための十分な情報を保証するものであると認識している文章を削除するよう示唆した。EU は、国別報告書は COP が UNFCCC の実施をレビューするのに役立つものであるとする文章を提案した。

12 月 9 日(火)、参加者はコンタクトグループで 2 回会合を持った。G-77/中国は、国別報告書の提出頻度は資金が入手可能か否かに決定されるとする文章を示唆した。EU、米国、豪州は、資金リソースが入手可能になってから 3 年以内には第 2 次国別報告書を提出するべきであるとする文章を指示した。G-77/中国は、提出頻度の問題は議論しないと強調した。米国は、非附属書 締約国は 2 年おきに国別目録を提出するべきだとする文書を提言したが、これには G-77/中国が反対した。非公式折衝が一日中続いた。

12 月 10 日(水)、SBI は、結論書を採択するとともに、COP に決定書草案を提出することに合意した。

SBI 結論書: CGE 作業に関する結論書 (FCCC/SBI/2003/L.24) において、SBI は 2003 年 ~ 2007 年の CGE 作業プログラムに留意する。SBI は、CGE および事務局に国別報告書の様々な分野に携わる専門家を招くとともに、ワークショップの効果や効率を高めるために、行動の国別適応プログラム (NAPA) などの他の関連活動およびプログラムを考慮するよう要請する。また、SBI は、現存の資金・技術的リソース配分は CGE の作業ニーズを満たすためには十分ではないことを認識すると共に、附属書 締約国に資金的な貢献を行うよう求める。SBI はまた、CGE に GEF/UNDP/UNEP の国別報告書支援プログラムの活動を考慮するよう促す。

資金・技術的支援の供給に関する結論書において(FCCC/SBI/2003/L.25)、SBI は、締約国に引き続き GEF との経験および国別報告書作成に関連する実施機関についての意見を提出するよう求め、GEF 事務局には同情報を編集し、SBI に提出するよう要請した。

第2次、および当てはまる場合には第3次国別報告書の提出に関する結論書において (FCCC/SBI/2003/L.30)、SBI は SBI 20 で同案件の検討を継続することに合意する。

COP 決定書: 初回国別報告書の第5次編集統合を検討する決定書において (FCCC/SBI/2003/L.23)、COP は、特に次のように結論付けた。多くの非附属書 締約国締約国は資金調達のためのプロジェクトを提出した、国別報告書の準備期間に構築されたキャパシティー維持のためにはキャパシティーと支援の強化が必要である、第2次および当てはまる場合には第3次国別報告書を作成するに当たって非附属書 締約国の国内キャパシティーを強化するための資金・技術的支援が引き続き必要である。COP は、2005年4月1日までに提出される初回国別報告書に含まれる情報の編集統合、および非附属書 締約国の資金調達のためのプロジェクト案の実施を円滑にするための可能な手段に関する文書の作成をするよう、事務局に要請する。

UNFCCC 資金メカニズム: 特別気候変動基金: 12月2日(火) SBI プレナリーにて、EU は SCCF を二国間および多国間から追加リソースを調達するための触媒として利用すべきだと述べた。中国は、SCCF の補充のための手順を策定するよう要請した。Stoycheva 議長は、COP 決定書草案を作成するためにコンタクトグループを設置し、Rawleston Moore 氏 (バリバドス) と Frode Neergaard 氏 (デンマーク) が共同議長を務めた。

12月3日(水) コンタクトグループにて、一部の国は、適応と技術移転に関する決定を踏まえて資金調達プロジェクトの優先度を強調した。コロンビアは、プロジェクトを小、中、大と規模別に分類することを提案し、ペルーはこれを支持した。G-77/中国は、分散のための資金源とメカニズムを解決することの重要性を強調した。ミクロネシアは、アクセスを加速させる必要性を強調し、南アフリカは、SCCF の持続可能性を確保するための資金水準を満たす必要があると述べた。

12月4日(木) コンタクトグループにて、共同議長はCOP 決定書草案を提出した。ナイジェリアは、G-77/中国に代わって、同草案は交渉のたたき台として使えないと述べ、運営手順に関する十分な指針が含まれていないと強調した。EU、カナダ、ノルウェーは、同草案は交渉のために良いたたき台になると述べた。

12月5日(金)、同コンタクトグループは、文章をパラグラフごとに読み上げた。G-77/中国は、新しい追加的資金から SCCF の財源をまかなうべきで、SCCF の資金調達水準は GEF の気候変動中心的分野の水準に一致するべきであると述べた。G-77/中国は、予測可能かつ十分な資金調達水準を支持する文章の必要性を強調したが、これには EU とノルウェーが反対した。決定書 7/CP.7 (UNFCCC のもとでの資金調達) に活動を含めることに関し、特に経済的多様化について、EU は、ノルウェーと共にこの言及を削除するよう求めたが、これには G-77/中国が反対した。

12月6日(土) コンタクトグループの会合で、共同議長は改訂版 COP 決定書草案を提出した。G-77/中国は、同草案は資金調達の予測可能性および新たな追加的性質に関する要素を組

み込んでおらず、適応に関連する技術移転の言及を排除しているとの懸念を示した。共同議長はコンタクトグループを一時中断し、非公式折衝を行った。

12月9日(月)コンタクトグループでの焦点は、SCCF 原則および適応プロジェクトの定義を扱うパラグラフであった。ミレニアム開発目標(MDG)に関する言及を含めるべきだというEU提案に反対し、G-77/中国は、かかる言及は序文のみで扱うべきだと主張した。非附属書 締約国国別報告書を適応と技術移転優先の定義づけのためのベースとして利用しようというカナダ提案に、参加者は合意することが出来なかった。

12月10日(水)、Moore 共同議長は、共同議長 COP 決定書草案の第2次改訂版を提出すると共に、同草案は、「これ以上の交渉は受け付けない」文章であることに留意した。EU、カナダ、日本は、共同議長の同文章を受け入れることができるかと述べたが、これにはG-77/中国が反対した。G-77/中国は、経済的多様化活動の優先および資金調達に関する文章の代替案を提案した。その後の非公式折衝を経て、Moore 共同議長は、COP 決定書草案は括弧つき文章とともにSBIに提出されると述べた。12月10日(水)SBI プレナリーで、SBIは、さらなる行動のためにCOP議長に決定書草案を提出することに同意した。G-77/中国、アルゼンチン、中国、サウジアラビアは、同問題に関して進捗が見られていないことに懸念を示し、先進国がCOP 7の義務を果たすことが出来ていないことを示唆した。

COP 決定書: 決定書(FCCC/CP/2003/L.8)において、COPは、SCCFはUNFCCCの実施を支援し、WSSDおよびMDGの達成に貢献し、気候変動に関する考慮を開発活動に統合することに貢献することに留意している。COPは、国別報告書もしくはNAPA および希望する締約国によって与えられた他の関連情報を考慮し、適応活動の実施を支援することを決定している。SCCFのリソース利用に関して、COPは、優先分野において現在GEFによって資金調達されている活動を補完する技術移転活動、プログラム、手段の資金源としてリソースを利用することを決定している。その優先分野とは、技術ニーズ評価結果の導入、技術情報、技術移転のためのキャパシティービルディング、可能な環境である。またCOPは、経済的多様化に関連する活動への資金調達を決定し、締約国にSBI 21 およびCOP 10で検討を進めるために活動、プログラム、手段に関するさらなる意見を2004年9月15日までに事務局に提出するよう求めた。

COP への GEF 報告書: 同問題は、12月2日(火)SBIにて、およびSBIのStoycheva議長が開催した非公式折衝で扱われた。12月2日(火)、GEFは、気候変動に関する計画を強調した。タンザニアは、LDCに変わって、NAPAの承認手続きを加速する必要性を強調した。中国とブラジルは、第2次国別報告書の資金調達を早めるよう要請し、アルジェリアは、進捗も資金も不足していると懸念を示した。12月10日(水)SBIは、同決定書をCOPに提出することに合意し、それは12月12日(金)に採択された。COPはまた、GEF報告書(FCCC/CP/2003/3)に留意した。

COP 決定書: 決定書(FCCC/SBI/2003/L.27)において、COPは、GEFにキャパシティービルディングを強化する戦略的アプローチの実施に関して、およびUNFCCC第4.5条(開発と技術移転)の実施を強化するための意義ある効果的な行動のための枠組みに関してCOP 10に報告するよう要請すると決定している。

GEF に対する追加的指針： 同問題は、12月2日(火)SBI プレナリーで扱われた。Stoycheva 議長は、Andrea Alban 氏(コロンビア)に関連コンタクトグループと非公式折衝を行い、包括COP 決定書草案を作成するよう求めた。12月10日(水)、SBI は、同決定書を COP に提出することに合意し、それは12月12日(金)に採択された。

COP 決定書： 決定書(FCCC/SBI/2003/L.28)において、COP は、GEF に国別報告書作成を支援するための「地球プロジェクト」の業績を監視すると共に、「地球プロジェクト」の対象になっていない非附属書 締約国による国別報告書の作成にタイミング良く資金を供給することを要請している。キャパシティービルディングに関しては、COP は、GEF に決定書 2/CP.7(途上国におけるキャパシティービルディング) 3/CP.7(経済移行国 EIT におけるキャパシティービルディング) 附属のキャパシティービルディングの枠組みを実施するための支援を行うよう要請している。技術移転関連の案件に関しては、COP は、GEF に技術ニーズ評価に関する可能な活動を引き続き支援するよう要請することを決定している。また、COP は、GEF に教育、訓練、啓発活動において支援を継続するよう、および適応に関する気候変動重要分野において新たな戦略的優先事項をできるだけ早くに運用可能にするよう要請している。

キャパシティービルディング： 12月2日(火)一部の締約国は、最善のやり方および学んだ教訓を文書化する必要性を強調した。Stoycheva 議長は、Dechen Tsering 氏(ブータン)が議長を務めるコンタクトグループがCOP 決定書の草案を作成すると述べた。

12月3日(水)コンタクトグループは、途上国におけるキャパシティービルディングのための枠組み実施の包括的レビューを完了するための行動と措置を検討した。締約国は、学んだ教訓に関する技術文書を作成するよう事務局に要請することに関して協議した。G-77/中国は、事務局が、枠組み実施において格差や不足を検討することも重要であると強調し、これにはEU が支持した。Tsering 議長は、COP 決定書草案を作成するために非公式折衝が行われると述べた。

12月5日(金)、コンタクトグループは、議長決定書草案について話し合った。締約国は、締約国から要請された提出物は、SBI 20 までに事務局が作成する途上国でのキャパシティービルディングのための有効性に関する文章に組み込まれると決定した。GEF に対する指針に関して、クロアチアは、キャパシティービルディングを強化するための GEF のアプローチは EIT におけるキャパシティービルディングの枠組みに対応するべきであると提案した。締約国は、関連議題項目において検討するために、さらなる指針に関する括弧つき文章を GEF に提出することを決めた。

12月6日(土)、コンタクトグループは、議長の改訂版COP 決定書草案を検討した。参加者は決定書 2/CP.7 の実施に関する意見・経験の交換を促進するためのワークショップを開催するかどうかに関しては合意に達することが出来なかった。Tsering 議長は、締約国と非公式に折衝すると述べた。

12月9日(火)、Tsering 議長は、コンタクトグループの作業報告書を提出し、SBI は、決定書草案を COP に提出することに同意し、COP はそれを12月12日(金)に採択した。

COP 決定書: 決定書 (FCCC/SBI/2003/L.19)において、COP は、COP 10までに途上国におけるキャパシティービルディングのための枠組み実施の第一回包括レビューを完了し、それ以降は5年おきに包括的レビューを行い、SBI 20による検討のために途上国におけるキャパシティービルディング活動の範囲および有効性に関する技術文書を作成するよう事務局に要求し、締約国に技術文書への追加情報を2004年2月15日までに事務局に提出するよう求めると決定している。またCOPは、国別報告書を作成するに当たり、EITにEIT内でのキャパシティービルディング枠組みの実施に関する情報を提供するよう促している。COPは、特にGEFによって提供された情報に基づいて、SBI 20による検討のために、EITにおけるキャパシティービルディング活動の編集統合報告書を作成するよう事務局に要請している。

UNFCCC 第6条: 12月2日(火)のSBIプレナリーで、参加者は、国別報告書は第6条(教育、訓練、啓蒙活動)実施に対する障害に関する情報を含むと示唆し、国主導型の注力の必要性を強調し、技術的・資金的援助を要請した。

一部の締約国は、地域のワークショップの重要性を強調した。Stoycheva議長は、Markus Nauser(スイス)に、非公式折衝を行い結論書草案を作成するよう求めた。12月9日(火)のSBIプレナリーで、SBIは、結論書を採択した。Fatou Ndeye Gaye氏(ガンビア)は、非公式折衝について報告を行い、事務局は、第6条クリアリングハウスの開始を促そうと作業を進めている暫定的な諮問委員会の性質、役割、作業手法を明確にした。

SBI 結論書: 結論書 (FCCC/SBI/2003/L.20)で、SBIは、クリアリングハウスの実施のために事務局にガイダンスを提供すること、クリアリングハウスを収容できる機関をさらに調査していくこと、クリアリングハウスの小規模バージョンに貢献するよう取り組むこと、クリアリングハウスをさらに開発することに関してフィードバックを受けるための会合前ワークショップを開催することを要請している。SBIは、事務局に対し、リソースの入手を条件に、クリアリングハウスの準備段階の迅速な開始を円滑に進めるために暫定的非公式諮問グループを設置するよう求めている。

SBIは、締約国に、国別報告書における第6条の6つの主要分野に関する報告を行い、特に、第6条に関するニューデリー作業プログラムの実施についての追加および/もしくは別の暫定報告書は、今後も締約国による自主的なイニシアチブになることに留意するよう促している。

UNFCCC 第4.8条および第4.9条の実施: 決議5/CP.7における活動実施の進捗: 12月4日(木)SBIで、Stoycheva議長は、Rob Mason氏(英国)とAl Waleed Al-Malik氏(アラブ首長国連邦)が、コンタクトグループの共同議長を務め、この件に関するCOP決定書草案を作成すると述べた。

12月5日(金)コンタクトグループで、G-77/中国は、現存の作業を基に発展させていく上でも、決議5/CP.7の実施に関する実質的な話し合いをするよう呼びかけた。UNFCCCに関して、適応が優先事項であると述べると共に、AOSISは、特にキャパシティー構築、保険の課題に対応すること、資金入手を改善することの必要性を強調した。サウジアラビアは、直ちに行動を起こし、化石燃料を利用しない技術開発において途上国を支援し、温室効果ガスを削減する双方にメリット

のある P&M に関する情報交換を行いつつ、途上国に対する悪影響を最小限に抑える必要性を強調した。

12月8日(月)コンタクトグループで、参加者は、決議 5/CP.7 の実施に関して見られた進捗の度合いをどう反映させていくかについて検討した。G-77/中国は反対したが、豪州は、5/CP.7 の実施における「有意義な」進歩を歓迎すると示唆した。締約国は保険についての見解をどのように解決するか話し合った。

12月9日(火)夜おそく行われた結論書草案に関する非公式折衝の後、サウジアラビアは、対応策の悪影響を解決するための行動を報告することに関する文章を支持していたが、それを破棄し括弧を加えるよう提案した。これには G-77/中国、ミクロネシア、米国、EU、ニュージーランド、豪州、日本、カナダが反対した。非公式折衝の後、同グループは、修正なしで結論書草案に合意し、サウジアラビアの提案を結論書草案の附属に含まれる交渉文章案に入れることに同意した。

12月10日(水)、コンタクトグループの Mason 共同議長は、SBI に報告し、結論書には括弧付き COP 決議が含まれていることに留意した。

SBI 結論書： 結論書 (FCCC/SBI/2003/L.26) において、SBI は、締約国および関連国際機関に、決議 5/CP.7 において気候変化の悪影響から生じている途上国締約国の具体的ニーズおよび状況に対応するための支援プログラムを含む、現在及び/もしくは計画されている活動に関する情報を提出するよう求めた。

LDC に関する案件： UNFCCC 第 4.9 条(LDC) の案件は、12月2日(火) SBI で取り上げられた。LDC 専門家グループ(LEG) の議長 La' avasa Malua 氏(サモア)は、LEG の活動の結果を強調すると共に、多くの LDC 利害関係者が長期的支援の必要性を呼びかけていることに留意した。LDC 議長の Richard Muyungi 氏(タンザニア)は、LDC 作業プログラムの多くの要素の実施は未完成のままだと述べた。バングラディシュは、EU とカナダと共に、LEG の任務延期を支持し、LDC 基金と SCCF の補完性を強調した。Stoycheva 議長は、Mamadou Honadia 氏(ブルキナファソ)と Jose Romero 氏(スイス)がこの件に関する非公式折衝を円滑に進め、COP 決定書草案を作成すると報告した。

12月10日(水)プレナリーで、Romeo 共同議長は、SBI に非公式折衝の報告を行い、LDC 基金に対するさらなる指針について合意に達することが出来なかったことに留意した。SBI は、NAPA の作成のための指針のレビュー、および LEG の任務延期に関する決定書草案を COP に提出することに同意した。第 4.9 条(LDC) の実施状況の評価に関する結論書草案に関して、タンザニアは、LDC に変わり、SBI が LDC 作業プログラム実施においてこれまで達成した進歩に満足感を示しているとする記述に反対した。

プレナリーでの審議の後、SBI は、第 4.9 条の実施状況評価に関する結論書草案を COP に提出することに同意し、第 4.9 条の実施に関する進捗は COP 10 で評価されることを留意するために修正を加えた。LDC 基金運用のための指針に関する議論を SBI は完了することが出来なかった

と留意している SBI 結論書草案に関して、タンザニアは、LDC に代わって、COP 9 でこの問題に関する合意を取り付けなければならないと強調した。SBI は、引き続き行われる折衝のため、同問題を Persanyi 議長に提出することに同意した。

Persanyi 議長と Roger Cornforth 氏 (ニュージーランド) が進めた非公式折衝の後、COP は、第 4.9 条の実施状況の評価に関する結論書、および LDC 基金運営のためのさらなる指針に関する決定書を 12 月 12 日 (金) に採択した。

COP 結論書: 第 4.9 条実施状況評価に関する結論書 (FCCC/CP/2003/L.7) において、COP は決議 5/CP.7 によって採択された LDC 作業プログラムの要素の一つを実施することにおいてこれまで見られた進捗に留意している。また、NAPA の準備のための LDC 基金へのリソース提供に関する附属書 締約国からの反応、および LEG による効果的支援と指針にも留意している。COP は、LDC 作業プログラムの残りの要素に関する作業を開始する必要性を強調し、さらなる行動を検討するためにも、第 4.9 条の実施状況を COP 10 で評価すると留意している。

COP 決定書: 決定書 (FCCC/SBI/2003/L.29/Add.2) において、COP は LEG の任務を延期することを決定している。COP は、附属書 締約国に、LEG の活動を支援する資金調達に貢献するよう求めている。また COP 11 で、進捗、継続の必要性、LEG の委任事項をレビューすることを決定している。

NAPA 作成のための指針レビューに関する決定書 (FCCC/SBI/2003/L.29/Add.1) に関する指針レビューに関する決定書において、COP は、今回の指針改訂の必要性は無いと決めている。

LDC 基金運営に関するさらなる指針に関する決定書 (FCCC/CP/2003/L.9) において、COP は、LDC 基金運営のため UNFCCC 資金メカニズムの運営を委任されている組織に対するさらなる指針を採択することを決定している。COP は、NAPA 実施の資金調達のための運営指針を策定する際、同組織に様々な要素を考慮するよう要求している。それには下記も含まれる:

- 国内の優先事項に沿った国主導アプローチを保証する必要性、それはコスト有効性と他の資金源との補完性を確実にするものである;
- NAPA 実施のための資金を LDC が公平に入手できるようにする;
- 入手可能な資金水準を考慮し、合意したフルコスト・ベースに基づいた活動を支援するための基準;
- 迅速支援のための指針;
- 気候変動の悪影響に適応することの緊急性; および
- 活動の優先順位

また COP は、COP 10 で決議実施において達成された進捗を評価し、さらなる指針の採択を検討することを決定している。

UNFCCC の地位に関する中央アジア、コーカサス、アルバニア、モルドバグループからの要請: UNFCCC での地位に関する中央アジア、コーカサス、アルバニア、モルドバグループ (CACAM) からの要請が、12月2日(火)のSBIで検討された。ウズベキスタンは、CACAM が資金援助を受け、その専門化が専門家グループに指名され参加できるようにする COP の決議を要請した。Stoycheva 議長は、同問題に関する非公式折衝を行うと述べた。12月10日(水)のSBI プレナリーでSBIのStoycheva議長は、この件に関する合意は達せられていないと述べた。12月12日(金)のCOP プレナリーで、Persanyi議長は、この件は今後のCOP 会合で扱うよう提案し、COP はこれに合意した。

運営および資金的事項: 2002年-2003年2年間の中間財務業績: 同問題は、12月2日(火)のSBI プレナリーおよびStoycheva議長が率いる非公式折衝で議論された。スイスは、基幹予算において優先活動に対し自主的分担金に依存しすぎていることに懸念を示した。12月11日(水)のSBI プレナリーは、同決定書をCOPに提出することに同意し、これは12月12日(金)に採択された。

COP 決定書: 決定書 (FCCC/SBI/2003/L.16)において、COP は、分担金未払いの全ての締約国にこれ以上の遅れ無しに支払いを済ますよう促し、支払いが遅れがちになる傾向が続いていることに懸念を示している。

2004年-2005年2年間プログラム予算: 12月2日(火)のSBI プレナリーにて、日本は、名目ゼロ成長予算への支持を強調した、EU は、適切で確固としたリソースの重要性を強調し、COP は、今後の予算の通貨としてユーロを採用することを検討するよう提案した。米国は、事務局の基幹予算に議定書の開発コストを入れることに反対し、豪州と共に、UNFCCC と議定書には別の予算を組むよう要請した。Stoycheva 議長は、John Ache 氏 (アンチグアバーブーダ) がこの問題に関するコンタクトグループの議長を務めると述べた。

12月3日(水)のコンタクトグループで、G77/中国は、事務局での地理的およびジェンダーのバランスを取るよう要請し、議定書関連の活動を事務局の基幹予算に入れることを支持し、UNFCCC 関連のプロセスでの途上国の参加を支援するリソースを増加させるよう要請した。12月4日(木)のコンタクトグループで、ニュージーランド、G77/中国、ウガンダは、9%の予算増加を支持した。12月6日(土)のコンタクトグループで、EU、ニュージーランドは、議定書の開発活動は、今後も基幹予算に入れるべきだと述べた。Ashe議長は、議定書とUNFCCC に別の尺度と予算を策定すると述べた。12月8日(月)、同議長は、改訂版 COP 決定書草案を配布し、それは締約国により承認された。

12月10日(水)のSBI プレナリーで、SBI は、小さい修正を入れ、COP に決定書草案を提出した。SBI はまた、評価の指標に関するアルゼンチンの懸念に留意した。

COP 決定書: 決定書 (FCCC/CP/2003/L.4.)において、締約国による議定書への分担金を決定するために、COP は、合計 34,807,326 米ドルのプログラム予算を承認し、プログラム予算のための2004年と2005年の指標、2005年分担金の指示的尺度を採用している。COP はまた、プログ

ラム予算は UNFCCC に関連する要素、議定書における準備活動に関する要素を含み、基幹予算、中間配分、補助的信託基金にはっきりと反映されている議定書関連の要素は、議定書に関する全体の財源要件を構成することに留意している。また COP は、議定書に関する活動を実行するために合計 5,455,793 米ドルの中間配分を承認している。

滞納している締約国の参加： 12月9日(火)のSBIプレナリーにて、アルゼンチンとブラジルは、滞納している締約国が UNFCCC 関連の会合に参加するための資金的支援を停止する事務局のやり方に反対した。Soycheva 議長は、この件に関し、非公式折衝を行うと述べた。12月10日(水)、Soycheva 議長は、非公式折衝に関する報告を行い、SBI に同懸念事項に留意し、このやり方を COP-10 まで保留するよう提案した。同議長はまた、SBI は事務局に対し途上国や EIT に関するこの問題の意味合いを検討し、SBI-20 に報告するよう要請すると述べた。

他の案件： LULUCF に関するクロアチア提案および UNFCCC 4.6 条におけるクロアチアの特殊状況： これらの問題は 12月2日(火)にSBIに提出された。Jim Penman(英国)が行った非公式折衝の後、SBI は、結論書を採択し、COP に決定書草案を提出し、それは 12月12日(金)に採択された。

SBI 結論書： 4.6条におけるクロアチアの特別な状況に関する結論書において(EITの特別な状況)(FCCC/SBI/2003/L.18)、SBI は、排出源による人為的排出と吸収源による除去に関してクロアチアが提供した情報、および温室効果ガス排出量の予測に留意している。

COP 決定書： 決定書(FCCC/SBI/2003/L.17/Add.1)において、COP は、第一約束期間には、森林管理や森林管理プロジェクト活動の結果生じるクロアチアの割当量からの加減は、年間炭素 0.265 メガトンの 5 倍を超えないと決めている。

第 3 次附属書 締約国国別報告書のレビューに関する現状報告書： 12月2日(火)、事務局は 36 の附属書 締約国が国別報告書を提出したと述べた。

その他： SBI は、この議題項目におい 2 つの問題を取り扱った。12月2日(火)、締約国は、1990 年を基準年として使おうというベラルーシの提案について議論した。EU は、COP / MOP のみがこの問題を決定する権限を持つと述べた。Soycheva 議長は、同問題に関する結論書草案を作成すると述べた。12月9日(火)、Soycheva 議長は、この件に関する結論書草案を紹介し、採択された。

SBI 結論書： 結論書(FCCC/SBI/2003/L.21)において、SBI は、1990 年を基準年として使おうというベラルーシによる提案に留意し、事務局に対し、SBI 20 前にベラルーシの第 1 次国別報告書の綿密なレビューに関する報告書を準備するよう要請している。

会合報告書： 12月9日(火)、サウジアラビアは、G-77/中国に代わって、手順ルールの規則 10 を受けて、SBI 20 以降の会合の暫定議題は、「事務局の機能と運営の継続的レビュー」に関する項目を含むべきだと要請し、この提案は、SBI 19 の報告書に公式に留意されるよう求めた。SBI は、同要請に留意した。

12月10日(水)、SBIの報告者 Emily Ojoo-Massawa 氏(ケニア)は、会合の報告書を提出し、採択された。(FCCC/SBI/2003/L.15)。Stoycheva 氏は、12月11日(木)午前1時16分にSBI 19を閉会した。

COP プレナリー

組織的事項： 組織的な問題は、12月1日(月)に取り上げられた。COPは、規則42(投票)以外は、手順ルール草案を適用することに合意した。Persanyi議長は、手順ルール全体をそのまま採択することに関して、締約国と相談しCOP 10に報告することに留意した。

Persanyi議長は、採択のための議題(FCCC/CP/2003/1 and Add. 1)を提示し、COP 8ビューローは、UNFCCC第4.2条(a)(b)における約束の適切性の第2次レビューに関する項目は、保留すべきだと提言した。サウジアラビアは、クリーンなエネルギー輸出に関する割当量の計算規則に関するカナダ提案を排除するよう要請し、これにはオマーンとEUが賛成したが、カナダは反対した。

締約国は、約束の適切性の第2次レビューに関する項目、クリーンなエネルギー輸出に関するカナダ提案、保留になっている議定書第2.3条に関する件を一時保留にした上で、議題を採択した。

議長以外の役員選出： 12月12日(金)、Persanyi議長は、以下の副議長が選出されたと述べた。Mamdou Honadia 氏(ブルキナファソ)、Jose Ovalle 氏(チリ)、Outi Berghall 氏(フィンランド)、Helen Plume 氏(ニュージーランド)、Jawed Ali Khan 氏(パキスタン)、Enele Sopoaga 氏(ツバル)、Ahmed Saeed Majid 氏(アラブ首長国連邦)。同議長は、Jeffery Spnner 氏(ジャマイカ)がCOP報告者に、Abdullatif Benageb 氏(リビア)がSBSTA議長に選出されたと述べた。

COP 10の日程および会場： 12月10日(水)、アルゼンチンは、主催国としてCOP 10をブエノスアイレスで開催したいと申し入れた。12月11日(木)の閣僚部門で、Persanyi議長は、アルゼンチンの提案に留意し、一部の締約国がCOP 10の日程変更を提案していると述べた。同議長は、締約国にこの件の折衝を行うよう求めた。12月12日(金)、Persanyi議長は、COP-10が2004年11月29日～12月10日にアルゼンチンで開催されると発表した。

UNFCCCの約束実施および他の規定のレビュー： 12月4日(木)、参加者は、この項目に関する見解を提示し、ロシア連邦、ベラルーシ、スロベニアは、これらの国における排出量減少は、経済停滞ではなくGDPと排出量を切り離したために起こったと報告した。G-77/中国は、附属書締約国の排出増加に懸念を示し、政治的な確約を訴えた。アルゼンチンは、排出濃度測定の適切性に疑問を投げかけたが、米国はこれに反対した。AOSISは、バングラディシュと共に、排出量緩和の失敗により、適応措置の強化が必要になったと述べた。アイスランドは、現存技術の応用と移転を呼びかけ、南アフリカは、附属書締約国による証明できる指導力を求めた。

Persanyi議長は、Jose Ovalle 氏(チリ)とMichael Zammit-Cutajar 氏(マルタ)がこの問題に関するコンタクトグループの共同議長を努めると述べた。

12月5日(金)、コンタクトグループは、COP 決定書草案の議論を行った。アルゼンチンは、書類提出の遅れの程度、P&M 実施の問題、増加する排出水準に関する省略を指摘した。米国は、議定書における約束に関する言及は時期尚早であるかもしれないと述べ、第4.2条(a)(b)(先進国締約国による約束遵守)の解釈に疑問を投げかけ、国際航空を重視することに反対した。G-77/中国は、決定書草案全体を通して第4.2条に関する言及を削除するよう示唆し、かかる言及は性急な判断を下しがちになると指摘したが、これにはEUが異議を唱えた。

12月12日(金)のCOP プレナリーで、Ovalle 共同議長は、コンタクトグループの作業に関する報告を行い、COP はその決議を採択した。アルゼンチンは、この件に関する将来の議論は、温室効果ガス排出予測を測定するための同程度の手法を持つ必要性を含めるべきであると強調し、サウジアラビアは、化石燃料輸出に依存している途上国に対する附属書 締約国 P&M の影響にも対応する必要があると述べた。

COP 決定書: 決定書(FCCC/2003/CP/L.3)において、COP は、2000年の附属書 締約国の温室効果ガス排出量合計は、主にEIT排出量減少のため1990年の水準を下回り、エネルギー・運輸部門の排出量は2000年に増加して1990年水準を上回り、国際民間航空機による排出量は1990年 2000年に40%以上増加したことを指摘している。COP は、P&M実施のため附属書 締約国によるさらなる行動が必要であり、それは人為的排出の長期的な動向を修正することに貢献すると結論付け、同締約国にこの件に関して取り組みを強化するよう要請している。COP は、国別報告書もしくは年次温室効果ガス目録を提出していない附属書 締約国に、優先事項としてそれらの提出を完了するよう要請している。

また、COP は、UNFCCC 附属書 に含まれる締約国に対し、気候変動の悪影響に特に脆弱な途上国締約国がそれら悪影響に対する適応費用を払うに当たっての援助に関する詳細情報を提供する必要性を強調している。COP は、SBSTA に適切な時期に温室効果ガス予測の透明性を改善する方法を検討し、第4次国別報告書の作成に貢献するよう促している。

補助機関がCOP に委ねた他事項: SBSTA 18により提出された数々の決定書が、COP 9によって採択された(FCCC/SBSTA/2003/10/Add.1-2)。議定書第5条(手法問題)、7条(情報伝達)、8条(情報のレビュー)に関する問題に関し、COP は、同じ件に関するCOP/MOP 決定書草案を含む第8条の実施に関する決定書、およびCOP/MOP 決定書草案を含む議定書第5.2条(調整)における調整のための手法に関する技術的指針に関する決定書を採択した。附属書 締約国目録の報告とレビューに関する問題について、COP は、附属書 締約国による温室効果ガス目録の技術的レビューに関する問題について決定書を採択した。研究と組織的観測に関し、COP は、気候のための地球観測システムに関する決定書を採択した。

(編集者メモ: これら決定書の詳細に関しては、ENB Vol.12 No.219 参照のこと。)

UNFCCC 第4.2条(a)と(b)の適切性第2次レビュー: 12月1日(月)、Persanyi議長は、UNFCCC 第4.2条(a)と(b)(先進国締約国による約束遵守)の適切性第2次レビューに関する議題項目は

保留されたと述べ、この件に関し同議長は、締約国と非公式折衝を行うことに留意した。12月12日(金)、同議長は、合意には至っておらず、同項目はCOP 10に提出されると示唆した。

CDM 理事会の報告書： 12月4日(木)、日本とEUは、プロジェクトの登録を早めるよう呼びかけた。Climate Action Network(気候行動ネットワーク)は、CDM プロジェクト、指定運営組織(DOE)、専門家を公平に配分するよう要請した。Persanyi 議長は、Enele Sopoaga 氏(ツバル)がこの件に関する非公式折衝を行うと述べた。

12月12日(金)、Enele Sopoaga 氏は、非公式折衝に関して報告を行い、事務局は、以下のメンバーがCDM 理事会に選出されたことを参加者に伝えた。Marina Shvangiradze 氏(グルジア)、Georg Borsting 氏(ノルウェー)、Richard Muyungi 氏(タンザニア)、John Ashe 氏(アンチグアバーブダ)、Jose Miguez 氏(ブラジル)。COP はまた、同理事会に対する指針に関する決定書を採用した。

COP 決定書： 決定書(FCCC/CP/2003/L.2)において、COP は、決定書17/CP.7(CDM のための規則と手順)の採択日とCDM プロジェクト活動の初回登録日の間に開始するCDM プロジェクト活動は、2005年12月31日前にプロジェクト活動が登録用に提出された場合、登録日前に始まるクレジット期間を利用して良いと決定している。COP はまた、非附属書 締約国にある組織からDOEとして認定されるようさらに多くの応募を受けるためにも、締約国にキャパシティービルディングを促進するよう求め、理事会に手法作業を強化するよう促し、締約国にUNFCCC 補助的信託基金に至急貢献するよう求めることを決定している。

他の事項： 12月4日(木)、スイスは、途上国への資金調達のためのボン政治宣言(2001)の締約国(カナダ、EU、アイスランド、ニュージーランド、ノルウェー、スイス)に代わって、途上国に対し2005年から年間4億1千万米ドルを供与するためにCOP 6第2部で成立した政治的コミットメントを再確認した。同国は、その約束を遵守するための措置が取られていることに留意した。

ハイレベル(閣僚級)部門:

ハイレベル部門は、12月10日(水) 11日(木)に開催された。12月10日の午前中、締約国は、声明を聞き、午後から第1回ラウンドテーブルに参加した。12月11日、締約国は2つの最終ラウンドテーブルの議論に参加した。

ハイレベルの開会にあたって、Persanyi 議長は、参加者のコミットメントと指導力を称賛した。同議長は、UNFCCC と議定書は地球規模の気候にとって危険な支障を防止する唯一の実行可能な選択肢であると指摘した。イタリアのSilvio Berlusconi 首相に代わり、Altero Matteoli 環境テリトリー大臣は、欧州憲法制定のための条約案では、EU 加盟国に温室効果ガス排出削減が義務付けられていると述べた。コフィ・アナン国連事務総長に代わり、Jose Antonio Ocampo 経済社会問題担当国連事務次長は、議定書に批准していない附属書 締約国に対し早急な批准を促し、ミレニアム開発目標の重要性を強調した。UNFCCC エグゼクティブセクレタリーのWaller-Hunter 氏は、COP 9では、コミットメントと政治的意思がある場合は、行動のための健全な制度の枠組みを策定できることが実証されたと述べた。

ラウンドテーブル会合: 12月10日、11日、3つのハイレベルラウンドテーブル会合が行われ、「気候変動、適応、緩和、持続可能な開発」、「技術利用および技術開発移転を含む技術」、「国、地域、国際レベルでの進捗評価」が議論された。Persanyi 議長は、ラウンドテーブルの議長サマリーを作成した。(FCCC/CP/2003/CRP.1)

ラウンドテーブル - 「気候変動、適応、緩和、持続可能な開発」: 日本の小池百合子環境大臣とマーシャル諸島の Tadashi Lometo 保健環境大臣が同ラウンドテーブルの共同議長を務めた。小池共同議長は、進捗の現状を分析し、今後の行動を確認する必要性を強調した。Lometo 共同議長は、SIDS の脆弱性を強調した。ラウンドテーブルの第1部で、締約国は、貧困撲滅、経済成長、食料安全保障に関して話し合った。一部の締約国は、議定書の発効を呼びかけ、気候変動に対処するため十分な資金援助を途上国に提供するよう求めた。モロッコは、G-77/中国に代わり、先進国が脆弱な国々の懸念と状況を見れば、適応と緩和措置は失敗に終わるであろうと述べた。ベニン は、貧困削減と適応措置を統合化する重要性を強調した。

温室効果ガス排出量削減の問題に関し、イタリアはEUに代わって、先進国はさらに取り組みを強化し、途上国も削減に向けて措置を取らなくてはならないと述べた。ニュージーランドは、SIDS の脆弱性を強調し、島文化に対する脅威を指摘した。スロベニアとカナダは、議定書が発効されなくても、議定書の約束を実行するつもりであると述べた。モザンビークは、ベルギーと共に、「議論よりも行動を」と呼びかけた。パナマは、UNFCCC において、適応も緩和と同じように位置付けるべきだと述べた。

ラウンドテーブル第2部で、締約国は、脆弱性、気候関連の災害、影響、適応の問題を扱った。アルゼンチンは、適応プロジェクトを円滑に進めるメカニズムを呼びかけた。サモアは、SCCF が地域社会主導の適応プロジェクトに資金供給を行うよう希望を表した。ロシア連邦は、気候変動削減のために緩和の取り組みは効果的かどうかに関して不透明さが依然残るが、それゆえに適応を迫ることが正当化されると述べた。ブルキナファソは、実施のためのメカニズムが整っていない場合のNAPA の目的に疑問を投げかけた。中国は、まず先進国が排出緩和を率先して行えば、途上国も貢献することができるだろうと述べた。オーストリアは、原子力は気候変動をなくすためのオプションではないと述べた。ネパールは、同国の気候変動への貢献は微々たるものではあるが、排出緩和に向けての取り組みは進行中であると述べた。

ラウンドテーブル第3部で、参加者は 国の開発における適応と緩和について話し合った。フランスは、今世紀は気候変動の苦悩と共同無責任の世紀、もしくは気候制御と人類の成熟の世紀として記録されるであろうと強調した。サウジアラビアは、緩和と適応措置は、途上国に新しい約束を導入するものであってはならないと主張した。

ラウンドテーブル - 「技術利用、技術開発移転を含む技術」: 第2ラウンドテーブル会合の共同議長は、米国国際関係担当 Paula Dobriansky 国務次官、南アフリカの Mohammed Valli Moosa 環境観光大臣が務めた。Dobriansky 共同議長は、途上国における技術入手を促進すること、クリーンな技術開発に民間部門を参加させることに関して疑問を投げかけた。Moosa 共同議長は、既に取られた行動を重視することを強調した。同共同議長は現存技術の目録作成を提案した。

ラウンドテーブルの第1部で、締約国は、持続可能な開発における緩和と適応のための技術革新、開発普及を円滑に進めることについて話し合った。アイルランドは、EUに代わり、経済成長と排出を切り離すことの重要性を強調し、再生エネルギーが優先事項であると述べ、技術移転は南南ベースおよび北南ベースで行うことが可能であると指摘した。ブルンジは、先進国からのデータアクセスに懸念を示した。アイスランドは、経済界参加のためのビジョン、指導力、パートナーシップを呼びかけた。インドは、技術移転の提唱の結果、唯一の具体化した成果はTT:CLEARのみであることに懸念を示した。ルワンダは、援助国は技術移転の際には、貧困削減の必要性に対処しなければならないと主張した。Indigenous Peoples' Organizations(先住民組織)は、参加の拡大を呼びかけ、行動を起こす際には先住民の事前のインフォームドコンセントを確保することを求めた。

スリナムは、持続可能な開発技術移転、キャパシティービルディングの必要性を強調し、被援助国のニーズを満たすべきだと述べた。スウェーデンは、政策立案者は地域レベルの技術採用のための公平性の問題と規則を重要視するべきだと述べた。チャドは、途上国に移転された技術のリストを求めた。スペインは、持続可能な開発を進めるプロジェクトに民間部門が投資しやすくするための制度的枠組みの策定を要請した。

第2部で、締約国は、開発援助、研究、技術開発協力、パートナーシップ、キャパシティービルディング、資金、可能な環境について話し合った。マラウィは、技術移転や貧困削減を含め、約束は具体的な行動に移されるべきだと述べた。韓国は、Environmental Integrity Groupに代わって、公的資金による技術と民間部門への支援の重要性を強調した。キューバは、技術移転の際には、経済社会面に配慮する必要があると強調した。ベルギーは、end-of-pipeの解決ではなく、クリーンなエネルギーと排出量削減に注力する必要性を強調した。このベルギーの発言に対し、サウジアラビアは、UNFCCCのねらいは石油依存を軽減することではないと述べた。英国は、削減プロジェクトの概要を説明し、低炭素技術開発、現存技術を即利用すること、クリーンな開発軌道の必要性を強調した。G-77/中国は、地域レベルでのキャパシティービルディングを促進するために、非附属書締約国における技術移転と研究への効果的支援を呼びかけた。ウクライナは、EITは最新技術と再生可能なエネルギーを利用することで排出量を削減できたと述べた。

ラウンドテーブル第3部では、締約国は、民間部門の関与、市場メカニズム、公共部門と民間部門のパートナーシップについて話し合った。マレーシアは、税金のインセンティブの重要性に留意した。Business and Industry NGOs(経済産業界NGO組織)は、政府に可能な枠組みを策定するよう要請し、非商業的投資は長期的約束のために必要であると述べた。米国は公共と民間のパートナーシップを強調し、炭素隔離、水素、原子力エネルギーにおける国の計画に留意した。ガーナは、技術移転はノウハウと人材開発を含まなくてはならないと述べた。議定書が唯一の実行可能な選択肢であることに留意し、日本は、全ての国に適用する共通ルールを策定を強調した。チリは、よりクリーンなエネルギーを保証することにおいて、市場の条件が果たす役割を強調した。ガンビアは、適切な技術、キャパシティービルディング、充実した国際協力の必要性を強調した。モザンビークは、民間部門が制限されているLDCには、技術移転プロセスに参加するためのキャパシティービルディングが必要であると述べた。

ラウンドテーブル - 「国、地域、国際レベルでの進捗評価」：最終ラウンドテーブルのテーマは、「科学、情報、政策、資金面を含む、気候変動合意に記されている約束と目的を果たすための国、地域、国際レベルでの進捗の評価」で、共同議長は、Fernando Tudela Abad 環境天然資源水産事務局主席補佐官（メキシコ）および Jurgen Trittin 環境自然保全原子力安全大臣（ドイツ）が務めた。Tudela Abad 共同議長は、CDM は、議定書発効の遅れ、限定的な市場、「壊滅的な」取引コストから生じる問題に直面していると述べた。Trittin 共同議長は、UNFCCC は全ての締約国に気候変動に立ち向かうよう義務付けていると述べ、気候変動との戦いや悪影響に対処することにおいて先進国が発揮した指導力の度合いに疑問を投げかけた。

ラウンドテーブル第1部にて、締約国は地域および国の気候変動措置から学んだ教訓について話し合った。チェコは、明確なルールに基づいて協力を行うべきだと述べた。イエメンは、気候変動に対処すべく必要な行動を取ることは気の進まない附属書 締約国に対して懸念を示した。オランダは、ロシア連邦の批准無しの状況で、引き続き議定書の義務を果たすと述べた。カザフスタンは、議定書の批准のための手順を作成中であると述べた。イランは、経済の多様性のメリットおよび締約国の共通だが差異ある責任を強調した。ギリシャは、健全な気候変動政策のための科学的データの重要性を強調した。コスタリカは、将来の世代は議定書が批准されたかどうかに基づいて現在の世代を裁くことになるだろうと述べた。トルコは、UNFCCC への加盟を発表した。

ラウンドテーブル第2部では、締約国は、地域および国際的な気候変動措置の実施から学んだ教訓について話した。ノルウェーは、経済金融界にて炭素が抑制された世界に向かう動きが出てきている認識が広まっている様子を話した。モルジブとモーリシャスは、SIDS の適応ニーズを満たすための技術移転を求めた。コロンビアは、地域的制度の役割と地域開発銀行の強化の必要性を強調した。スウェーデンは、EU 排出取引スキームの価値を強調した。バングラディッシュは、地域的キャパシティービルディングの活動の必要性を強調した。ナイジェリアは、SCCF の交渉は、COP 前会合で達成された合意に関する議論を再開させたと述べた。

ラウンドテーブル第3部では、締約国は、進捗の評価および今後の行動のための実際的措置に関して話し合い、特に気候変動への行動を促進するための協力と部門横断的パートナーシップに注目した。フィリピンは、現在の交渉のペースは「ひどく遅い」と述べた。ロシア連邦は、CDM、JI の運用、現存の議定書手順の簡素化に関して明確な手順を要請した。ツバルは、これまでの進捗は気候変動の深刻さを反映していないと指摘し、真の行動が必要であると強調した。ブータンは、大半のLDCにとってLDC基金は手の届かない存在であると懸念を示した。オマーン等は、附属書 締約国が途上国への技術資金的援助を拡大するよう要請した。豪州は、議定書の目標を達成すべく懸命な努力すると述べた。キリバスは、脆弱な国が気候変動の悪影響に対応するための資金入手を保証する枠組みを求めた。キューバは、技術と知識の入手の重要性を指摘した。

オブザーバー組織による発言： 国連機関および専門機関による発言：UNEP 事務局長の Klaus Töpfer氏は、主に開発途上国の貧困層に影響するような「倫理的課題」に対処するための資金的、技術的支援を呼びかけた。国連経済社会担当事務次長 Jos Antonio Ocampo氏は、経済多様化における資金メカニズムと貿易の役割を強調した。GEF の CEO 兼会長である Len Good氏は、適応

計画および措置に関するパイロットプロジェクトが、GEF の新しい戦略的優先事項であると宣言し、SCCF の資源動員のための明確なガイダンスを呼びかけた。

世界銀行副総裁の Ian Johnson 氏は、気候変化に対応するには、公共資金と民間金融の両方が必要であることを指摘した。IPCC 議長の Rajendra Pachauri 氏は、参加者に IPCC TAR を UNFCCC に関する作業において有用と考えてもらえればとの希望を表明した。CCD 事務局長の Hama Arba Diallo 氏は、作業の重複を回避し、支援を最大化するために地域レベルでの UNFCCC と CCD の有効な実施の重要性を強調した。OPEC 事務局長の Alvaro Silva Calderon 氏は、悪影響についての OPEC 諸国の懸念が十分取り上げられないままであると述べた。OECD 事務次長の Kiyotaka Akasaka 氏は、OECD が、その加盟国とともに、気候変化を制限するため市場本位メカニズムの利用を強化し、持続可能な経済発展に貢献するよう取り組んでいると述べた。

WMO 事務局長 G.O.P. Obasi 氏は、2003 年は、記録的に 2 番目に温暖な一年になるであろうと述べ、WMO は、引き続き関しネットワークを強化するための取り組みを継続すると強調した。

政府間組織による発言： INTERNATIONAL ENERGY AGENCY(国際エネルギー機関)は、エネルギー効率化政策措置の重要性を強調した。INTERNATIONAL INSTITUTE OF REFRIGERATION(国際冷蔵機関)は、2020 年までにフルオロカーボンの排出を半減するとの目標を提示した。

NGOs による発言： CLIMATE ACTION NETWORK(気候行動ネットワーク)は、ロシア連邦に対し議定書を批准するよう要請した。BUSINESS COUNCIL FOR SUSTAINABLE ENERGY(持続可能なエネルギーのためのビジネスカウンスル)は、CDM EB に対し、エネルギー効率化プロジェクトおよび再生可能エネルギープロジェクトでの標準ベースライン策定を求めた。第 6 回 INTERNATIONAL INDIGENOUS FORUM ON CLIMATE CHANGE(気候変化に関する国際先住民族フォーラム)は CDM プロジェクトにおける先住民族の事前のインフォームドコンセントおよび参加拡大の必要性を強調した。CLIMATE ALLIANCE(気候連盟)は、COP-9 に対し、地方、地域、国の気候政策の範囲、役割、補足性、一貫性を考えるよう呼びかけた。

WWF SOUTH PACIFIC(WWF 南太平洋)は、気候変化による SIDS への「破壊的な」影響を強調した。INTERNATIONAL CHAMBER OF COMMERCE(国際商工会議所)は、革新を促し、ビジネス界の参加を刺激するための規則を求めた。GLOBAL UNIONS AND INTERNATIONAL CONFEDERATION OF FREE TRADE UNIONS(グローバル連合および自由貿易のための国際同盟)は、IPCC 報告書の中に雇用に関する考察を含めるよう求めた。ITALIAN CLIMATE NGOs(イタリア気候 NGO)は、政府は、具体的な行動を取るために、地方団体や協会への依存を高めるべきだと述べた。RESEARCH AND INDEPENDENT NGOs(研究と自立 NGOs)は、グローバルな協調、政治的な意志、創造的発想、政治的な言葉を回避することを呼びかけた。WORLD COUNCIL OF CHURCHES(教会の世界カウンスル)は、環境の劣化は、正義と精神的な問題であると述べ、排出削減は、道徳的な目標であるべきことを強調した。

プレナリー閉会：

報告者 Gonzalo Menendez 氏 (パナマ) は、12月12日(金)、COP 9の報告書を発表し、COP はそれを採択した。(FCCC/CP/2003/L.1and Add.1)

キューバは、GEF 理事会でカリブ諸国の代表になっているにもかかわらず、同理事会の会議に出席するためのビザ発効を認められていないことに懸念を示し、それを COP 9 報告書で指摘するよう要請した。G-77/中国は、GEF 事務局は世界銀行と主催国政府と共に必要な行動をとり、カリブ地区の代表者にビザを承認し、GEF 理事会会議に出席できるよう要請する声明を読み上げた。また G-77/中国は、GEF 事務局と他の国際組織に、主催国や関連機関とともに必要な行動をとり、関連会議において全締約国の代表が保証されるよう手配するよう要請した。Persanyi 議長は、同要請は COP 9 報告書に留意されると述べた。

ロシア連邦は、議定書第6条(共同実施)におけるプロジェクトの実施を円滑に進めるための準備作業をいつ行うかに関する疑問を投げかけた。それに対して、事務局長は、2004年~2005年に事務局が行い、議定書が発効すれば2005年に稼動する追加予算からの資金が入手可能になることが前提であると説明した。

アルゼンチンは、イタリア政府およびミラノ市市民に感謝の意を表明し、COP はそれを採択した。(FCCC/CP/2003/L.6)

最後に、G-77/中国は、COP 9で達成されたことが将来に希望を与えたと述べた。同国は、CDMにおける吸収源、SCCF、CDM EB 報告に関する決議は重要な成果として留意し、附属書 締約国が、UNFCCCのもとで約束を実施しなければならないと強調した。日本と豪州も、アンブレラグループに代わって、COP 9の成果の重要性を指摘した。

Persanyi 議長は、COP の結果が速報として伝えられるべくニュースにはならないであろうが、UNFCCC を築き上げ強化するための協力が証明された事を強調し、その状況をミラノ城の建築物にたとえた。同議長は、参加と事務局に感謝の意を表し、COP 9を午後6時47分に閉会した。

COP-9 分析概略

UNFCCC の2つの顔

UNFCCC の二つの側面、いわゆる二つの「顔」は、COP-9で顕著であった。第一の顔、それは、本来の条約を強化し、発展させ、京都議定書の実現をねらいとする現在進行中の交渉である。COP-9で、公式交渉は進捗が見られ、クリーン開発メカニズム(CDM)における吸収源の利用に関する合意も達せられたが、会合の同側面に関しては、圧倒的な成功を収めたとは言い難い状況である。公式政府間交渉は、無力感と指導力の欠如に悩まされていたようだが、COP-9の廊下は、会合のいわゆる第二の「顔」、すなわち「実行の顔」の存在で活気に溢れていた。COP-9のこの側面は、ワークショップや他のサイドイベントに反映され、環境NGOs、経済産業団体、地方自治体、先住民族組織、研究と自立のNGOs(RINGOs)などのオブザーバー支援団体が条約に向けてのビジョンや熱意をアピールした。一部の締約国が大きな進捗を全く望んでいないにもかかわらず、こうした団体こそが、気候変動の悪影響に対応するための力強い取り組みが既に進行中で、弾みがついてき

ていることを証明し続けているのだ。本分析は、UNFCCC プロセスの 2 つの異なった「顔」に洞察を与えるものである。

交渉者の顔

「森のCOP」： COP-8では、適応問題で進歩があったために「適応のCOP」と呼ばれることもあるが、同じような理由から、交渉者は、いつの日か COP-9 を「森の COP」として思い出すかもしれない。1998年のCOP-4以来、CDMの吸収源に関する問題は、複雑で時間のかかる議論、また、しばしば交渉の立場が真っ向から対立してしまうことに悩まされてきた。長期間に渡って会合および会合間折衝が繰り返され、それによって交渉者の間には良い関係が生まれ、締約国は互いの懸念事項を理解できるようになった。それが基盤となり、COP-9では従来よりも互いを思いやる雰囲気が強く感じられた。

基本的に、議論は炭素隔離クレジットの買い手と売り手による話し合いとなった。EU、ノルウェー、スイスなどの買い手の主な関心は製品の質で、投資を保護し環境 NGOs との信頼を維持するための条件を求めた。社会経済および環境的影響、非持続性、リーケージに対する厳格な基準を主張する国もあった。一方、ボリビア、コロンビア、他の中南米諸国などの売り手は、「壊滅的」取引コストを回避するのをねらって、有利な市場条件を求めて奮闘した。これらの国々は、より柔軟なクレジット期間、排出削減の単なる「貸し出し」になってしまわないように付加価値を与えるクレジット保険手法、それほど厳格ではなくコストのかからない環境および社会的影響の評価、を求めた。

数年の交渉を経て、妥協パッケージが合意され、あるオブザーバーは、それを共同議長 Thelma Krug 氏と Karsten Sach 氏が「見事に丹念に」作り上げた作品だと言っていた。はたして妥協には価値があるのか、それは今後証明されることになるであろうが、今のところ試行錯誤で学んでいくことが唯一の前進への道であることに反対する締約国はない。

交渉の方向： 後ろ向き、横向き、前向き？： CDMにおける吸収源に関する議論で達成された結果には関係なく、SBSTA や SBI で検討された他の各種問題においては、後ろ向きにペダルを踏んでいないとしても、同じ場所で足踏みをしている感じが明らかに伝わってきた。これにはIPCCの第3次評価報告書 (TAR) や非附属書 締約国の国別報告書に関する交渉などが含まれた。

UNFCCC そのものの交渉へ導いた第一次評価報告書 (FAR) であり、京都議定書の交渉のきっかけとなったのは第二次評価報告書 (SAR) であったことを思い出せば、TAR の交渉の進捗は限定的になることは明らかである。対照的に、TAR の完成後約 3 年、そして SBSTA と COP 会合交渉の 2 年を経て、参加者が合意したのは、この目的のために策定された適応および緩和に関する新たな議題項目のもと、TAR の実質的な議論を排除しないことのみであった。G-77/中国は、TAR に関して COP 決定書を採択すること、また実際、この問題のさらなる検討のために手順以上のことを議論することには強く抵抗した。これには、途上国による将来の約束の問題に少しでも向かうような交渉は認めないというグループの決意が反映されている。結局、同問題に対処する主な場所は、新たな緩和の議題項目であろう。附属書 締約国が約束の遵守を出来ていないこと、限定的な技術移転お

よび不十分な資金援助に関する苛立ちを感じながら、途上国は、将来非附属書 締約国が緩和活動を行うようなことに向かわせる交渉は断固として避ける姿勢を依然変えていない。

一方、IPCC TAR の実質的検討を進めることを禁止するという G-77/中国の姿勢に驚くオブザーバーもいた。それは、検討が進まなければ、G-77/中国グループの主要派閥（強い勢力であるとは限らなくても）にとって重要な懸念事項である緩和のみならず適応に関する作業も制限されることになるからである。実質的議論に注力しないと、SAR や FAR と違って、TAR は UNFCCC の今後の交渉を大きく方向付けることはないであろう。しかしながら、第 3 次、そしてもし可能なら今後の IPCC 評価報告書を検討するための好機はもたらされた。

非附属書 締約国の国別報告書に関して、大きな進展が見られたと言えれば誇張になるだろう。実際、少なくともある意味において、締約国は一步後退したというのが一般的な認識だったようだ。SBSTA-18 で、参加者は、国別報告書を提出していない締約国に対し、早急に提出するよう「要請」することに合意したが、今回は、早急に提出するよう「促す」という妥協的な表現に留まった。さらに、国別報告書作成のための改訂ガイドラインに関する COP-8 での交渉は長引いたが、それが再燃し、交渉者を悩ませた。途上国が、作業を行うための資金が不十分であるということ認識しており、報告に関する追加約束を全て弱めようとしたからである。

これに加え、提出頻度の言及に対する G-77/中国の断固とした反対姿勢からも、途上国が、先進国の義務以外の部分で前進することを嫌がっていることが分かることと解釈する者もいた。締約国が今後の国別報告書の提出に関する合意に達することが出来ないことに関して、今後の約束を示唆する事は避けたいという G-77/中国の今の「信念」の表れであると見る者もいた。一方、それは、この問題に関する決議に向けた EU の交渉任務と、それを成し遂げる決意との間に矛盾があることも実証している。多くの EU 加盟国は、この問題の重要性を強調しているにもかかわらず、オブザーバーにとっては、懐疑的な誤解もしくは思惑は除いて、なぜ EU は何の抵抗もなしにこの問題を諦めてしまったのか依然不明であった。

一方、交渉で見られた防御的なグループの立場や体制本位の戦略的アプローチの枠外で、閣僚のハイレベルラウンドテーブルが、ペースに活気ある変化をもたらし、一步引いて、より大きな視野で UNFCCC プロセスと気候変動そのものの問題を捉えるチャンスとなった。共通名目のグループの立場や交渉の制約から解放され、閣僚は、厳しい時間制限内で、要点を述べ、気候変動のより広範な流れにおいて、妥当だと思われる問題を提示するよう迫られた。閣僚が掲げた持続可能な開発、適応、技術移転は目新しい問題ではないが、政治的な強化が必要なのは明らかであった。京都目標および今後の行動に関する一部の国による発言も、交渉外の COP の成果にさらなる洞察を与えるかもしれない。カナダ、オランダ、豪州の閣僚や政府高官は、議定書が発効されなくても、京都目標を実現する意向のあることを確認した。そして、ドイツ、英国、フィリピン、ミクロネシアは、今世紀中、気温上昇を摂氏 2 度以下に抑えるための行動を支持した。このような広範に渡る問題に関与し、それを主流化し、優先的に扱う必要性に閣僚が再度気付いたことは、COP にとってさらに重要な意味を持つ、交渉外の成果の一つであるかもしれない。

支持団体の顔：

公式交渉が行われる一方、COP-9では、UNFCCCの「第二の顔」もかなり目立っていた。政府間交渉の最近のラウンドで起こっていることとは別に、気候変動の問題は、多くのNGO、経済団体、研究者、にとって依然重要な政治的議題であることが、ミラノのCOPで実証された。

外交官は、最小公約数に合意するだけでしばしば取り残される一方、ミラノでは100を越えるサイドイベントが行われ、大半のイベントでは、最大公約数すなはちUNFCCCの最終的な目的を実現するための具体的かつ必要な措置を達成することに焦点が当てられた。COP-9の多くの出席者は、これら議論で生じた興味や関心を実感したため、行き詰まり状態や一部の締約国が前進に向けての実質的な交渉を嫌がっていたりする状況がたいしたことではないように感じていた。サイドイベントでは、しばしば交渉者が「不安で通らない」様々な道筋を強調し、ここでも、COP-9で最も明白であったUNFCCCの2つの顔の矛盾する性質が浮き彫りとなった。

第一に、大半のサイドイベントは「将来の行動」と「第一約束期間後の考察」を重視していた。これは、約束の適切性の第二次レビューに関する問題が、COP会合5回連続で保留にされた公式交渉とは明らかに対照的であった。COP-9の最終日には、環境NGOと一部の附属書締約国、非附属書締約国の間で、今後の行動を定義づける緊急性について非公式な話し合いが持たれた。

第二に、国別報告書に関する交渉は、目録とP&Mに関する情報の提出は「新たな義務」につながるであろうという懸念をめぐって「妨害」され続けたが、サイドイベントに積極的な支援団体は、経験、能力、学んだ教訓を上手く共有するための基盤を構築し強固なものとし、それにより主流の気候変動、適応、地域的行動、革新的なプロジェクトに関する議論を方向付けるためには、その様な情報には価値があり貢献度が高いことが証明された。また、COP-9では、RINGOsが公式に認められた。COP-8で初めて形成された同団体は、他の認知されているオブザーバ-団の隣の席についていた。RINGOsは独立研究および分析に携わる組織の重要かつ新しいグループを形成し、主要メンバーとして加わることにより、気候プロセスの研究要素が必然的に強化されるだろう。

街の唯一の舞台：

COP-9は、荒波の中で始まったが、前向きな雰囲気の中で終了した。議定書は「非現実的で規制の束縛が増すばかりである」と指摘しながら、米国国際関係担当 Paula Dobriansky 国務次官は、温室効果ガス削減で「唯一受け入れられる、費用効果的な選択肢」は米国の方法だと、ある有力な金融系新聞に書いた。ミラノで、60人で構成する強力な米国の代表団は、この見解を積極的に主張した。（説得力は無いにも関わらず、と大半のオブザーバーは言っていたが。）数日後、ロシア政府のある顧問が、ロシアの批准はありそうもないと「思わずひとりごとを言った」。しかしながら、これらの発言が、締約国がプロセスを軌道に乗せようとする取り組みを損なうことはなかった。実際、ハイレベルセグメントからは、議定書は「この街の唯一の舞台」であるという絶大なメッセージが発せられた。

COP-9は、先進国と途上国の亀裂だけではなく、交渉者と支援団体の間の指導力とイニシアチブの格差を浮き彫りにした。パラグラフごとの相違を解決することは依然複雑であるものの、大変多くのサイドイベントが開催されたことは、今後のCOP会合にとって一段とプラスの展望が開けてきた兆し

でもある。そうした意味では、COP-9 の主な成果は、UNFCCC 支援団体の役割を公平な地球気候変動レジームを実現するための重要なプロセスの要素として新たに強調したこと、強力な気候行動のための需要により明らかにされた重要点、献身的な指導力、情報の共有、将来の考察である。

COP-10 開催前にチェックすべきイベント

バルバドス行動計画の実施レビューのための地域間準備会合： 同会合は、2004年1月26日-30日、バハマのナッソーで開催される。詳細情報に関する問い合わせ先：Quarless, UN SIDS Unit; tel: +1-212-963-4135 fax: +1-917-367-3391; e-mail: Mauritius2004@sidsnet.org; Internet: <http://www.sidsnet.org>.

第4回デリ持続可能な開発サミット 2004： The Energy and Resources Institute(TERI)が開催する同サミットは、2004年2月4日-7日、インドのニューデリーで開催される。詳細に関する問い合わせ先：Summit Secretariat, TERI; tel: +91-11-2468-2138; fax: +91-11-2468-2144; e-mail: dsds@teri.res.in; Internet: <http://www.teriin.org/dsds>.

第7回CBD 締約国会議および第1回バイオ安全議定書締約国会議： CBD COP 7は、2004年2月9日-20日、マレーシアのクアラルンプールで開催される。それに続き、第1回バイオ安全Cartagena 議定書締約国会議会合が2004年2月23日-27日に開催される。詳細の問い合わせ先は：CBD Secretariat; tel: +1-514-288-2220; fax: +1-514-288-6588; e-mail: secretariat@biodiv.org; Internet: <http://www.biodiv.org>.

第4回持続可能なエネルギーに関するグローバルフォーラム： 同会合は、2004年2月18日-20日、オーストリア ウィーンで開催される。詳細の問い合わせ先：Irene Freudenschuss-Reichl; tel: +1-212-963-6890; fax: +1-212-963-7904; e-mail: freudenschuss-reichl@un.org; Internet: <http://www.gfse.at>.

第2回EMA 温室効果ガス年次国際会議： 同会議は、2004年3月21日-24日、ベルギー ブラッセルで開催される。詳細の問い合わせ先：EMA Head Office; tel: +1-414-276-3819; fax: +1-414-276-3349; e-mail: info@emissions.org; Internet: <http://www.emissions.org/conferences/brussels04>.

モントリオール議定書締約国臨時会合： 同臨時会合は2004年3月24-26日にカナダのモントリオールで開催される。詳細情報問い合わせ先：Ozone Secretariat; tel: +254-2-62-3850; fax: +254-2-62-3601; e-mail: ozoneinfo@unep.org; Internet: <http://www.unep.org/ozone>.

第15回地球技術フォーラム年次会合： 同フォーラムは2004年4月13日-15日、米国ワシントンDCで開催。詳細情報の問い合わせ先：Conference Secretariat; tel: +1-703-807-4052; fax: +1-703-528-1734; e-mail: earthforum@alcalde-fay.com; Internet: <http://www.earthforum.com>.

SIDS の持続可能な開発のためのバルバドス行動計画の実施レビューのための国際会合のために PREPCOM としての役目を務める CSD： 同会合は、2004年4月14-16日、ニューヨークで開催さ

れる。詳細の問い合わせ先: Diane Quarless, UN SIDS Unit; tel: +1-212-963-4135; fax: +1-917-367-3391; e-mail: mauritius2004@sidsnet.org; Internet: <http://www.sidsnet.org>.

第 12 回持続可能な開発に関する委員会会合 (CSD-12): CSD-12 は、2003 年 4 月 19 日-30 日、ニューヨークで開催予定。詳細問い合わせ先: UN Division for Sustainable Development; tel: +1-212-963-2803; fax: +1-212-963-4260; e-mail: dsd@un.org; Internet: <http://www.un.org/esa/sustdev/csd/csd12/csd12.htm>.

第 29 回石炭利用と燃料システムに関する国際技術会議: 同会議は、2004 年 4 月 18-22 日、米国フロリダ州クリアウォーターにて開催。詳細の問い合わせ先: Barbara Sakkestad, Coal Technology Association; tel: +1-301-294-6080; fax: +1-301-294-7480; Internet: <http://www.coaltechnologies.com/conferences.html>.

第 1 回欧州地球科学団体総会: 同会合は、2004 年 4 月 25-30 日、フランス ニースで開催される。詳細の問い合わせ先: EGU Office, Germany; tel: +49-5556-1440; fax: +49-5556-4709; e-mail: egu@copernicus.org; Internet: <http://www.copernicus.org/EGU/ga/egu04>.

第 8 回 EMA 春の年次会合: 同会合は、2004 年 5 月 2 - 5 日、米国ルイジアナ州ニューオーリンズで開催される。詳細の問い合わせ先: EMA Head Office, USA; tel: +1-414-276-3819; fax: +1-414-276-3349; e-mail: info@emissions.org; Internet: <http://www.emissions.org/conferences/springconference04/index.php>.

森林に関する国連フォーラム: UNFF-4 は、2004 年 5 月 3-14 日、スイス ジュネーブで開催される。詳細問い合わせ先: Mia S derlund, UNFF Secretariat; tel: +4212-963-3262; fax: +1-212-963-4260; e-mail: unff@un.org; Internet: <http://www.un.org/esa/forests.htm>.

地球環境変化に対する脆弱性に関する先端「機関」: 同会合は、2004 年 5 月 3-21 日、オーストリアの Laxenberg で開催される。詳細の問い合わせ先: START; tel: +1-202-462-2213; fax: +1-202-457-5859; e-mail: START@agu.org; Internet: http://www.start.org/links/announce_oppo/P3_Announcement.pdf.

再生可能なエネルギーのための国際会議: 同会議は、2004 年 6 月 1-4 日、ドイツ ボンで開催される。詳細の問い合わせ先: Secretariat of the International Conference for Renewable Energies 2004; tel: +49-6196-794404; fax: +49-6196-794405; e-mail: info@renewables2004.de; Internet: <http://www.renewables2004.de>.

第 20 回 UNFCCC 補助機関会合: SB-20 は、2004 年 6 月 14-25 日、ドイツのボンで開催される。詳細の問い合わせ先: UNFCCC Secretariat; tel: +49-228-815-1000; fax: +49-228-815-1999; e-mail: secretariat@unfccc.int; Internet: <http://www.unfccc.int>.

温室効果ガスと突然の気候変動に関する会議: 同会議は、2004 年 6 月 24-26 日、フランス パリで開催される。詳細の問い合わせ先: Michael Obersteiner, International Institute for Applied

Systems Analysis (IIASA); tel: +43-2236-8070; fax: +43-2236-71313; e-mail: oberstei@iiasa.ac.at;
Internet: <http://www.iiasa.ac.at/oberstei/ff/index.html?sb=1>

気候変動と水生システムに関する会議: 過去、現在、未来: 同会議は、2004年7月21日-23日、英国プリマスで開催される。詳細の問い合わせ先: University of Plymouth; tel: +44-1752-233304; fax: +44-1752-233310; e-mail: climate@plymouth.ac.uk;
Internet: <http://www.biology.plymouth.ac.uk/climate/climate.htm>.

変動する気候、増加するUVと大気汚染にさらされる森林に関する会合: 同会合は、2004年8月27-31日、フィンランドOuluで開催される。詳細の問い合わせ先: Satu Huttunen; tel: +358-81-553-1527; fax: +358-81-553-1061; e-mail: satu.huttunen@oulu.fi;
Internet: <http://iufro.ffp.csiro.au/iufro>.

バルバドス行動計画の実施10年レビューのための国際会議: BPOA+10は、2004年8月28日-9月3日、モーリシャス セントルイスで開催される。詳細の問い合わせ先: Diane Quarless, UNDS, SIDS Unit; tel: +1-212-963-4135; fax: +1-917-367-3391; e-mail: Mauritius2004@sidsnet.org;
Internet: <http://www.un.org/esa/sustdev/sids/sids.htm>.

第7回温室効果ガス抑制技術に関する国際会議: 同会議は2004年9月5-9日、カナダのバンクーバーで開催される。詳細の問い合わせ先: Ted Morris, Conference Secretariat; tel: +1-306-337-2290; fax: +1-306-337-2301; e-mail: ed.Morris@uregina.ca;
Internet: <http://www.ghgt7.ca/main.html>.

第19回世界エネルギー会議: 同会議は、2004年9月5-9日、豪州シドニーで開催される。詳細の問い合わせ先: Nineteenth World Energy Congress Managers; tel: +612-9248-0800; fax: +612-9248-0894; e-mail: energy2004@tourhosts.com.au;
Internet: <http://www.tourhosts.com.au/energy2004>.

CCD CRIC -3: 第3回条約実施のレビューのためのCCD委員会会合が、2004年9月、ドイツのボンで開催予定。正確な日程は事務局が決定する。詳細の問い合わせ先: UNCCD Secretariat; tel: +49-228-815-2802; fax: +49-228-815-2898/99; e-mail: secretariat@unccd.int;
Internet: <http://www.unccd.int/>.

第16回モントリオール議定書締約国会議 (MOP-16): MOP-16は、2004年11月22-26日、チェコのプラハで開催される。詳細の問い合わせ先: Secretariat for the Vienna Convention and the Montreal Protocol; tel: +254-20-62-3850; fax: +254-20-62-3601; e-mail: ozoneinfo@unep.org;
Internet: <http://www.unep.org/ozone>.

第10回UNFCCC締約国会議: COP-10は、2004年11月29日-12月10日、アルゼンチンのブエノスアイレスで開催される。詳細の問い合わせ先: UNFCCC Secretariat; tel: +49-228-815-1000; fax: +49-228-815-1999; email: secretariat@unfccc.int;
Internet: <http://www.unfccc.int>.